

「リカードウ評伝」の試み(3)

—生涯・学説・活動—

中村 廣治

序 章 リカードウの生涯・第1期

第1章 「地金論争」におけるリカードウ

- 1 「地金論争」とその背景
- 2 リカードウの「地金論争」への登場（以上，5巻4号）
- 3 『地金高価論』
- 4 『地金報告』とそれを擁護するリカードウ
- 5 『ボザンケット氏への回答』（以上，6巻1号）
- 6 マルサス＝リカードウ間の「地金論争」（以下，本号）

[補 論] 『地金報告』評註」等

6 マルサス＝リカードウ間の「地金論争」

マルサス＝リカードウ間の「地金論争」は、『報告』を全面的に支持するマルサスと、基本的にはそれを支持するが、貿易（支払）差額の為替相場への影響も通貨の「相対的過剰」に起因するというリカードウとの間の、いわば「地金主義」内部の論争だが、注目に値するのは、むしろ、両者それぞれの経済ヴィジョンと経済学のトルソが示される点にある。

その発端は、マルサスが『エディンバラ評論』誌・1811年2月号にリカー

ドウの『地金高価論』および『ボザンケット氏への回答』を含む「地金論争」諸文献を論評し、あわせて貨幣経済論的論調を含む自説を提示する書評論文「紙券通貨減価論」⁴⁸⁾にある。リカードウは、同年4月刊行の『地金高価論』第4版「付録」(*Op. cit. The Fourth Edition, Corrected. To which is added, an Appendix, containing Observations on some Passages in an Article in the Edinburgh Review, on the Depreciation of Paper Currency; also Suggestions for securing to the the Public a Currency as invariable as Gold, with a very moderate Supply of that Metal, 1811*)においてこれに反駁し、あわせてはじめて地金による兌換再開案を示唆する。その後両者の交友が始まり、見解の相違をめぐって、会談と私信により最初は活発に、後には断続的に、1813年末まで論争が続けられる。

まず、マルサスの上掲論文のうち、リカードウの所論の評価とそれに対する論評から。

(1) 「紙券通貨減価論」

本論文⁴⁹⁾は、ハイエク (Friedrich August von Hayek, 1899-1992) が彼の「強制貯蓄」(forced saving) 論の先駆としたことにより現代によみがえったが⁵⁰⁾、それにとどまらず、やがて示されるように、幾つかの興味ある論点を含んでいる。

マシェットの著作とともに彼は、リカードウの『地金高価論』を、現在の論争の口火を切っただけでなく、通貨の「原理」を明示した、と高く評価する。彼によると、リカードウの著作は「流通 [=通貨] の一般的原理に関するすぐれた見解」を含み、この問題を熟知する人々にはよく知られていることだが、他の人々には看過されがちだった「二つの重要な学説」を、とりわけ見事に提示している。

その第一は、「あらゆる種類の商品は勿論、あらゆる種類の流通手段が、紙券通貨からなろうと、貴金属からなろうと、需要に比べて過剰になれば必然的に減価し、不足すれば価値が引上げられるが、これは信頼または本来の用途のいずれも問うに及ばない。この学説は、供給と需要の一般原理から直接に引きだされるが、この原理が経済学の全上部構造を構築する基礎をなすこ

とに異論の余地はない。」この「原理」の諸国通貨への適用を否定すれば、貴金属の国際的均衡配分＝「諸国間相互交流の主体をなす諸商品に関して、貴金属がほぼ等価値になる」ことを説明する手だてがなくなろう（*The Edinburgh Review*, xvii, Feb.1811, pp.340-1. *The Works of T.R. Malthus*, ed. by E.A. Wrigley and D. Soudan, 7, pp.22-3. 以下、後者のページのみを付記）。

このようにマルサスは、リカードウの貴金属国際配分論を、商品一般に妥当する「需給原理」を通貨に直接「適用」した「学説」として承認する。ここでは通貨と諸商品とが、リカードウと同様に、まったく同じ次元に置かれていることに留意する必要がある。後述のリカードウの反論は、マルサスのこの基礎的な把握を論拠として、彼の論理不一貫を批判するからだ。

もう一つの学説は、第一と密接に関連するとはいえ、それほど一般的には知られていないが、「現在の場合」にはいっそう重要だ。つまり、「通貨の過不足はもっぱら相対的な用語にすぎず、他の国々との関係を除けば、一国の流通はけっして過剰になりえない」、というものである。というのは、「紙券の過剰発行とは何かを説明するためには、したがって、地金または近隣諸国の通貨とわが国の通貨とを同じ水準に保つための通貨の要求と、民間商人の事業目的および政府の財政支出目的の要求との間の、大きな区別を完全に理解するためには、この学説を明確に理解することが、絶対に必要」だからだ。「この二つの重要な学説は、リカードウ氏の行論中、きわめて明瞭・正確に説明されていて、彼とマシエット氏の両者は、わが国通貨の現実の減価を証明し、その真の原因を辿ることに完全に成功しているように思われる。また両者は、この問題に関する彼らの主な見解と彼らの勧告する是正策が……報告『報告』によって是認されたのを見て、満足している」だろう（*Ibid.*, p.23.）

このようにマルサスは、リカードウの『地金高価論』を高く評価し、賞賛を惜しまないし、彼もイングランド銀行理事たちの民間需要に対応して発券されるから、通貨過剰になることはないという見解に組しないことを示唆するが、続いてリカードウの見解の問題点を的確に指摘する。

「リカードウ氏の業績の大きな欠陥は、為替相場に作用する諸原因について、彼が一面的（partial）見解をとっている点にある。

鑄貨の摩耗または貶質の作用はすぐに分かるが、それとは無関係に、為替相場に及ぼす作用はほぼ同じとはいえ、その起源をまったく異にする二つの原因があると考えられる。その第一の最も通例の原因は、商業によって相互に結びついている諸国民の願望と必要の変動から生じる、さまざまな種類の生産物に対する需要の変動である。第二は、どんな方法で生じるにせよ、通貨の比較的過不足である。」

例えばある外国商品が突如流行したり、ある国産品が突然不足したりすれば、不足分を輸入に頼らざるをえない。これによる入超の結果為替相場が大いに不利となり、現在入超・出超状態にある両国で以前には「地金と通貨の価値は正確に同じ」だったとしても、いまや入超国は「その支払の一部を地金で行わざるをえない」場合がある。

「この場合、きわめて明らかなことだが、地金の輸出は貿易差額の結果であって、これは通貨の過不足とはまったく関係なく存在する原因から生じる。

他方の場合、通貨の過不足が貿易および支払差額と地金の輸出入を引起こす原因である。」

第一の原因から生じる貴金属の流出入はごく短期間しか続かず、一方の国の相対的不足・他方の過剰が生じる前に、つまり地金の鑄貨への・または鑄貨の地金への転換によりそれぞれの通貨の地金価値の比例的変化が生じる前に終わる。」確かに地金流出国の貴金属支払能力は「間もなく」制限されるが、流出国では為替相場低落により商品輸出ドライブがかかるし、流入国では購買力が増大して諸商品の「地金価格」が上昇するため、輸入が増え、輸出が減って、必ずや「支払差額の方向を速やかに変える」作用が働く。こうして一時的に攪乱された貿易と通貨価値の「均衡」が間もなく回復される (*Ibid.*, pp.24-5)。

このようにマルサスは、通貨の相対的過不足とは無関係に為替相場に作用する「原因」として、貿易・支払差額の好・不調があると説き、それに基づいて、通貨の相対的過不足以外の原因を認めないリカードウの見解を「一面的」と批判する。要するに、リカードウは（ブレイクのいう）「実質為替」(real exchange) 変動の原因を看過している、と。

したがってマルサスは、為替相場論に関して『報告』の見解を支持する。

しかしそれには、『報告』と並んでブレイク為替相場論が大きく影響している、と考えられる⁵¹⁾。マルサス＝リカードウ間の「地金論争」の係争点は、まさにここにある。

続いて新金鉱の発見、または鑄貨に代替し、それを流通から駆逐する限りでの紙券発行の場合には、「通貨の過不足が貿易差額の不利・有利、実質為替相場の不利・有利とその結果としての地金輸出入の原因」になる、と説く〔註50)〕。そして、「最も重要なのは、為替相場に作用する、この異なる両原因を常に視野に納めておくことだ。というのは両者は、結合して作用する時であれば、相互に反対の方向に作用する時であって、その合計が生み出す結果〔『報告』・ブレイクのいわゆる「算定為替」(computed exchange)〕または両者の差額は、勿論、いずれか一方だけでは説明されえない」と(*Ibid.*, p.25)。

以上の例証として、穀物不作に関するソントンの所論に関するリカードウの批判(本章・3, 参照)に矛先を向ける。

「実質上ソントン氏は、きわめて不利な貿易差額が不作のためわが国に生じることがあり、同時にわれわれが債務を負う国がわれわれの財貨を支払に受取ることを渋る場合があり、このような事情のもとでは満期の支払の一部を地金で支払わなければならないことがある、と述べていた。」これに対してリカードウは、「『それは必要に迫られてではなく、選択からに違いない。』」と主張した。換言すれば彼は、通貨の過剰がその低廉化をもたらした結果、鑄貨が輸出されるのであって、不利な貿易差額の結果ではないといい、外国への援助金の支払という「さらに強いケース」にも、この推論を適用している。しかし、「不作により生じた異例の穀物輸入に対する国民の欲求、または条約により遂行される大額の援助金を移転する願望と、通貨の過不足との間に、いったい、どんな必然的な関連があるか」。このような欲求ないし願望が生じる直前に、二国間の貴金属がほぼ同一水準にあったとしても、債権国側が常日頃注文し・消費するものを超える〔債務国の〕大量の財貨の受取を渋ることが説明を要しないのは、不作またはある国への援助金支払の必要が、ある他の国でモスリン、金物および植民地物産に対する異例の需要を即座にかつ常に伴いはしないということと同様だ。確かに周知のように、債務国手

形が下落し、その結果通例より安価に債務国の商品を購入する機会が生じるため、ある程度、このような需要が存在する。しかし穀物または援助金による債務が相当のものであって、早急な支払が必要であれば、債務国手形は、貴金属の輸送費を超えて下落するだろう。この債務の一部は貴金属によって支払われ、一部は商品輸出の増加によって支払われるだろう。しかしそれが地金の移転によって支払われる限り、この移転は、たんに通貨の過剰だけに起因するものではない。通貨の安価によってそれが生じたわけではない。」貴金属の国際的移転は、通貨過剰の是正策だけにとどまらない。当面の消費に要する以上に大量の財を追加輸出すれば、その財は、債権国市場で「過剰」(glut)となり、「過度の低廉化」・「価格の大幅下落」を招きがちだ。「商業世界の通貨」たる地金の授受にはこのリスクがなく、債権国は進んでこれを受取る。というのは、「貴金属は、社会の普遍的な同意によって、交換の一般的手段、商業の用具となっているため、当事国のそれぞれの通貨に含まれる地金量に応じて、その名称額通りで最大の債務をも支払う」から (*Ibid.*, pp.25-7)。

さらにリカードウは、新鉱山の発見、発券銀行設立、各国の「相対的繁栄」の「何ほどか顕著な変化」がなければ、一旦、貴金属の均衡配分が達成されると、地金輸出入の誘因はないという。それらが地金輸出入の「きわめて強い原因」であることは確かだが、「原因はそれらだけではない」。気候・肥沃度を異にするさまざまな国民の欲求が「相互にちょうど釣合うはずがない」。鉱山のない国々は、輸出する以上に絶対に輸入することができないため、この種の水準を「強いられているだけ」だ。「この水準が全体として保たれている」時に、諸国民の欲求の変化から「手形で容易に決済可能な限度を超えた、支払差額の不利・有利」がしばしば生じる。このため、「特定国の通貨が国内の離れた地方に関して果たすのと同じ役割を、使用金属中のある分量が、商業によって相互に連結しているさまざまな国に関して果たすのに向けられる」 (*Ibid.*, pp.27-8)。

つまり、マルサスによると、国際決済のため国際的に流動する、ある分量の貴金属が存在する。このようにマルサスは、貨幣として貴金属がたんなる商品とは異なる特性（量目通りに一般的に受領されること＝普遍的等価性）

をもつことを認め、さらにその一部が、事実上、世界貨幣として機能・定在し、不断に国際的に流動している、という。やがて見るように、この貨幣把握がリカードウの批判の的となる⁵²⁾。

両者の「地金論争」に直接関わるマルサスの叙述はほぼ以上に尽きるが、彼が「書評」を超えて積極的に自説を提示した後半部分も、リカードウの批判の対象となり、そこに両者それぞれの経済ビジョンと将来の理論的展開のトルソともいべき重要な論点が含まれる。それは『報告』、リカードウの実物的接近の欠を補い、実業界の見解に一定の理解を示す。すなわち、スミスを含む経済学者達の否定にも拘らず、実業家達が「まったく異なる結論」に達している重要な問題について。

「商人または製造業者は、銀行から紙券で借入金を受取り、この借入金をもって彼は、加工すべき原材料、作業用具および労働賃金支払の手段を支配することができる。しかし彼は、この取引がこの国の資本を少しも増加させる傾向がない、と教えられる。

通貨の増加がどれほど・どのようにして資本を増加させる傾向があるかという問題は明らかにきわめて重要だから、その説明を試みることは十分に是認されてしかるべきだ。われわれが知る限り、どの作家も、一国の流通手段のさまざまな分配が将来の生産を促進することに向けられる蓄積に及ぼすに違いない影響を、十分承知していないようだ。もっともそれは、われわれが最も正しくて正統的な資本に関する見解と考えるものから、直接に出てくる帰結ではないが。

スミス博士が正しく述べているように、『各国の土地と労働の年々の全生産物は、疑いもなく、結局は、その住民の消費を充たし、彼らに収入を与えることに向けられるが、しかしそれが、土地または生産的労働者の手のどちらかから最初に現れる時、おのずから二つの部分に分かれる。第一に、その一方は、[しかもしばしば最大の部分は]、資本を置換する、つまり資本から取り去られた原料・食糧 [食糧・原料] および完成品を更新するのに向けられ、他方は収入をなすものに向けられる』(WN., p.332. 邦訳(二), 112ページ, [] 内, スミスの原文)。後者は、勿論、支出に向けられ、再生産をまったく意図しない。

さて、大いに確かなことだが、社会の全成員間に流通手段が均等に分配されるような事態では、相当量の原料を収集し、適切な機械・倉庫・船舶等を建造し、十分な量の人手を養って有効な分業をもたらす力は、ほとんど失われるだろう。明らかに資本・収入間の比率は、この均等分配によって資本に大いに不利に変更され、数年のうちにその国の生産物は急速に減少するだろう。他方、その国の生産物の支配を主として生産的階級の手に移すような流通手段の分配が生じる場合——すなわち、通貨の相当な部分が怠惰な人々や固定所得で暮らす人々から取去られて借地農・製造業者および商人に移転される場合——には、資本・収入間の比率は、資本に大いに有利に変更され、こうしてこの国の生産物は、短期間に大いに増加するだろう。

実際、新発行の銀行券が、それをを用いて有利な事業を続け、また拡張しようと思っている人々の手に入る時には何時でも、いま仮定したばかりの類と同様の、流通手段の分配の変更が生じ、同様の資本・収入間の比率を前者に有利に変更する効果を生み出すだろう。もっとも、その効果は、勿論、比較的軽微だが。新銀行券はそれだけの追加的資本として市場に入り込み、当事者の営業に必要なものを購入する。しかしその国の生産物が実際に増加する前には、他の誰かの分け前を減らさずに、ある人が自分の分け前を増やすことはできない。この減少が行われるのは、新銀行券が競争に加わることによって生じる価格の上昇による。というのは、価格の上昇は、以前とちょうど同じだけの年生産物を売る人ではなく、それを買う一方の人々の能力を削減するから。他方、すべての勤勉な階級、つまり、買いもすれば売りもするすべての人々は、価格上昇の進展中、異例の利潤をあげ、その進展が停止した時点でさえ、彼らの許には、新規発行以前にもっていたよりも大きな年生産物の支配が残る。」

このような効果を生むのは、通貨の「量」ではなく、その「分配の変化」だ。「資本」とは、「国民的蓄積と年生産物のうち、再生産を目指してそれを充用しようとする人々の支配下にある部分」だから、「銀行券発行の増加は国民的資本を増加させ、厳密に必然的ではないが、ほとんど必然的な結果として、利子率を低下させる傾向がある」。にも拘らず、割引＝発券の促進は事業をギャンブル化する人々に資本を入手させる惧れがあり、その時には得られ

る当初の利得よりも損失が大きくなることもあり、そうなれば「国民的な蓄積はまったく不確実」となる (*Ibid.*, pp.46-8)。

このように発券拡大・通貨量増大の得失、とりわけ利益を説いた後、マルサスは、「通貨の増加により一国の生産力に与えられる刺激に対する、大きな最高の反対は、それが明白な不正義という犠牲によって達成されるという点」にある、と指摘する。そうして以上の説明は、もろもろの事実、貧窮増大の最中に国々の富が増大すること、物価上昇と社会的繁栄、物価下落と国民的衰退とが一般に結びついていることに「合理的説明を与える」が、しかしそれらは「正邪の基礎」を変えるものではなく、「財産の不正な移転」をいささかも正当化するものではない、とつけ加えられる (*Ibid.*, pp.48-9)。

マルサスのこの「強制貯蓄論」は、まず第1に、たんなる通貨と資本としての通貨（勿論、流通ではたんなる通貨としてのみ機能するが）を区別する視点がなく、通貨一般をもっぱら諸商品・諸生産要素配分の指図証券としてのみ捉えるところに成立する。そのうえで第2に、この指図証券の「分配の不平等」を資本主義的市場経済成立・存続のおそらく経験的要件として指摘し（つまり、いかにしてそれが成立するか＝本源的蓄積の問題も、一旦それが成立すれば、いかにしてそれが維持されるか＝資本制的再生産の問題も不問のまま）、そのうえで第3に、新発券がその分配を「変更」させて、年々の生産物（および労働）が資本と消費（生産的労働と不生産的労働の維持）に向けられる比率を変え、資本部分を増やす、という。この比率の変化は、古典学派に共通に、事実上、完全操業＝産出量不変を前提に、物価上昇を介して実現される、という。その限りで彼の「強制貯蓄」論は、ヒュームの「連続的影響」説を想起させ⁵³⁾、それをスミス資本蓄積論に、いわば接ぎ木したものといえよう。この限りではこれは反地金主義の現状維持論を強め、地金主義の現状批判を弱める論調にほかならないから、リカードウの到底看過できないところである。

この系論としてマルサスは、商品価格について金紙の乖離がないことを説明する。別だて価格の売買が違法だからであり、あえてその不法を行えば、顧客を失う恐れがあるからだが、売買双方を行う「生産的階級」にとっては、通貨過剰による物価上昇が彼らに利益を与えているからだ、と (*Ibid.*, pp.50-1)。

しかし、イングランド銀行理事たちが現在の発券法を続ければ、「二つの価格」が成立するに違いない。同行の発券法は、まさにジョン・ロー(John Law, 1671-1729)を想起させるものがある。過剰が現状にとどまっているのは、兌換制下の同行の「慣行」が残っているからと考えられるが、その影響力は次第に弱化している。地金委員会の早期兌換再開の「勧告」にも拘らず、イングランド銀行筋や実業界にはそれに従う意向が見えず、むしろ「制限法」の継続を立法府に強制するように見える。したがって、立法府の責任として、同種の銀行をもう一つか、二つ、設立する措置を直ちにとることさえ考慮すべきだ。ともあれ、イングランド銀行当局が鑄造価格を超える地金市場価格と通貨過剰との関連を否定する以上、半期毎に五十万ポンドずつ紙券流通量を削減させて、地金の市場価格を鑄造価格まで引下げ、次いで兌換を再開するようにすべきだ (*Ibid.*, pp.52-4)。

最後にマルサスは、地金委員会がイングランド銀行理事達や実業界の人々の意見にもっと耳を傾けるべきだった、という非難に対して、次のように反論する。委員会は広く意見を聴取し、及ぶ限り事実の収集に努め、そのうえで彼ら自身の結論を出している。どの特定の商人たちよりも、彼らの方が「正しい結論」にいたる有利な立場にあった。というのは商人達は、「一般的な結果」よりも特定のことに目を向け、「少数の利害を多数の利害と同一視する」のが彼らの「自然な、ほとんど必然的傾向」だから。加えて、彼らは不換下の借入の便宜と物価上昇を利益とするから、「現在の問題のもっとも有能な審判者でもなければ、もっとも公平な審判者でもない」、と (*Ibid.*, p.55)。

以上からマルサスは、一部で非正統的(非スミスの)な見解を示すとはいえ、ほぼ全面的に『報告』を支持・擁護している、といえよう。

(2) 『地金高価論』第4版「付録」

すでに触れたようにリカードウは、以上の書評子の批判と所説に対する反批判と批判的論評を、1811年4月に公刊した『地金高価論』第4版に付した、劣らず長大な「付録」において行う。そうして、その末尾に、はじめて彼の「地金案」を提示する。

(a) リカードウの反批判

リカードウは、各国通貨の相対的過不足のみが支払差額を逆・順にし、そのもとでの金価値の相対的低・高が金の輸出入を引起こすという持論を、頑強に固持する。

まず彼は、穀物不作の場合も、「貨幣が輸出国で相対的に安価でない限り、貨幣の輸出を引起こさない」といったのに対して、支払が諸商品より地金で安価に行われぬ限りどの国も地金で支払わないことを一方で認める書評子が、この場合の貨幣輸出はそれが安価なためではなく、債権国の国民が市場で値崩れを起こしやすい大量の諸商品の受取を渋り、これの生じない「商業世界の通貨」たる地金の受取を選好するからだ、という。これは「財貨が貨幣ほど有利には送り出されえない時、貨幣が輸出される——それは、貨幣が他の国々に比べて、諸商品に対して相対的に過剰でない限り、貨幣はけっして輸出されないだろうということの別表現だ——」ということだ。にも拘らず、その輸出は通貨の過不足とは無関係な「貿易差額の結果」だという。これは「矛盾する見解」だろう。貴金属が輸出国で輸入国と同様に高価でも、諸商品と交換に一国から輸出されるとすれば、「このような無思慮な輸出から、一体、どんな結果が出てくるだろうか。」

それは、一国の金輸出が何時生じ、何処で停止するか、に答ええないという帰結をもたらす。金が輸入国でよりも輸出国で安価でない時にも輸出が認められるという「法則」が成り立てば、それは、貨幣が実際にはいっそう高価な時に輸出されることも認めることになる。しかし「私益が取引上の一切の思惑を規制する」。つまり国内で通貨が相対的に過剰で安価だからこそ、商品よりも金が、それが相対的に高い国へ輸出される。それが私の利益だから。この私益追求以外の「行動規則が認められれば、われわれは何処で止めるべきか分からない」。書評子は金輸出が続けば「やがて」貴金属で支払う能力が制限されるというが、何故「やがて」か。貴金属通貨のみが流通しているとすると、通貨の過不足は「他の国々との関係で」のみ（国内に関しては、通貨価値の落騰＝諸商品価格の騰落により、流通の必要量になるの）だから。それゆえ、その論理による限り、国内流通に鑄貨がある限り、金輸出の限度を画しえない。連年の穀物不作の場合、金流出を招くことがある。金流出国

と流入国における金価値増減が「やがて」流出入を反転させる、といっても答にならない。「これが何時起こるか、また何と交換に復帰するのか。答は明らかだ。諸商品とである。してみれば、この貨幣輸出入の究極の結果は、一国は一商品を他の商品と交換に輸入し、こうして両国において鑄貨と地金はその自然の水準を再獲得することになるだろう」。こういう帰結が予見されるから、金現送とその手間がこれらの「不必要な操作」を有効に妨げるだろう(III, p.102)。

このように彼は、貨幣としての金と商品との同一性を徹底して主張する。そうして貨幣を特別視する見解は、重商主義的偏見として斥けられる。

「とりわけ注目に値することは、鑄貨と地金のすべての働きが他の諸商品と本質的に異なると考える偏見が非常に根深く、経済学の一般的真理に大いに明るい著作家たちが、貨幣と地金を、『明らかに経済学の全上部構造が構築される基礎をなす同じ供給と需要の一般原理に従う』たんなる商品、と考えるように読者に要請した舌の根も乾かぬうちに、この勧告を自分で忘れて貨幣の問題を論じ、その輸出入を規制する法則が他の諸商品の輸出入を規制する法則とまったく異なる、とほとんど決まっていること、これである。」要するに彼によれば、この場合も、英国で他国より貨幣が相対的に過剰で安価なため、他の諸商品よりも貨幣の輸出が「最も有利」だから輸出される。つまり、諸商品と地金の輸出入の規制「法則」にまったく変わりはないわけだ(III, pp.103-4)。

さらにリカードウは、書評子の所論に即して自身の見解を開示する。不作のためイングランドは「異例の穀物輸入」を必要とし、他国では穀物が余っているが、後者は「『しかしどんな商品も一切欲求しない』と仮定」すれば、確かにこの国民は余分の穀物を諸商品と交換に輸出しないだろう。しかし穀物は、「貨幣に対しても輸出されないだろう。というのは貨幣は、どの国民も絶対的にではなく相対的に欲求する商品だから。」この点は、書評子も明らかに認めている。しかし、このようなケースはありえない。「なぜならば、全住民が消費と享楽に必要なあらゆる物を購入する手段をもっていて、それらの物を所有している国民は、消費する予定の分を超える余剰穀物を、倉庫で腐らせないだろうから。蓄積の願望が人の胸中で消えない限り、彼は、自分自

身の消費を超える余剰の生産物を資本の形態に実現することを熱望するだろうからだ。これが行えるのは、自身で追加労働者を雇うか、または他の人々に貸付けて彼らがそうできるようにすることによってだけだ。労働によってのみ、収入は資本に実現されるから。彼の収入が穀物ならば、彼はそれを、労働賃金が通例支出される燃料・肉・バター・チーズ、その他の諸商品と交換したいと願うか、同じことだが、穀物を貨幣に対して売り、労働者に貨幣で支払うだろう。これによって、余分の穀物と交換に他の国々から得られる諸商品に対する需要が創りだされよう。こうして彼は、価値の増えた・ある財を再生産し、それを再び同様に用いて彼の富を増やし、国富と資産を増加させるだろう。」(III, p.107)

この資本蓄積(新投資)＝有効需要創造という、リカードウ理論にとって基本的に重要な把握が、ここにはじめて開示され、まさにこれから、彼の「販路法則」が導かれる。

「国民がある種の諸商品に対する欲求をもちえない、と想定することほど大きな誤りはない。国民が国内で市場を見出せないほど過大な・一つまたは二つ以上の商品を有することは、ありえよう。……しかしどの国にも、全商品の一般的過剰 (general glut) があつた試しはない。それは明らかに不可能だ。ある国に人の扶養と安楽に必要なあらゆる物があり、これらの財貨が通例消費される比率に分かれていれば、いかに潤沢であっても、それらが捌ける市場は確かに見つかる。したがって、望ましいのは、一国に国内需要のないある商品がある時には、他の諸商品が通例消費される比率に応じて、それを他の諸商品と交換することが望まれるだろう」(III, p.108)。

ここに、リカードウにおける「販路法則」の交換論的次元での論拠が示されている。諸商品 (A, B, C, \dots) がある比率 (a, b, c, \dots) で需要されているとすると、諸商品供給量 ($q_A: q_B: q_C, \dots$) のいかなる水準においても、うえの比率さえ保持されれば ($q_A: q_B: q_C \dots = a: b: c \dots$)、「捌ける市場は確かに見つかる」というのだから。これは、商品流通を直接商品交換に還元して販売即購買として供給・需要の「形而上学的一致」(マルクス)を説く「販路法則」の主張と、同じ論理に立つとはいい難い。需要の構成比に応じる供給の構成比(部門間比例)さえ保たれば、供給の絶対的水準に関

係なく、対応する需要が存在する、というのだから。将来これが、リカードウの生産の事情による諸商品価値の規定と、利潤率以外に資本蓄積制約の内的要因なし、という主張をもたらす点において、またこれに対するマルサスの批判(後述・(3)、参照)との関連からも、注目すべき論点の一つをなす(これは、両者の『原理』段階に及ぶ⁵⁴⁾)。

リカードウは、こう続ける。勿論、各国の輸出入が常に釣合うとは限らず、為替相場は不断にその平価から乖離する。しかし、概して、「為替を購入するより地金で送金する方が有利となる」金現送点の「限界」にまで変動することはない。「すべての国々の為替相場がある程度平価から乖離するのは、それらのうちのある国の通貨が残りの国々に比べて過剰または不足する場合」だ(III, p.109)。このようにリカードウは、彼の「一面的」見解を固持して譲らない。

すでに言及したように、イングランド銀行副総裁(現総裁)・ピアーズが銀行券流通高と為替相場との無関連を示すものとして地金委員会に提出した資料により、書評子も、通貨の相対的過不足と無関係な為替相場の変動原因として、『報告』とともに貿易または支払差額を説いている、とリカードウは考え、ピアーズ批判に力を注ぐ。これに対する『ボザンケット氏への回答』での批判は、その事実自体は不問にして、それらが『報告』と彼の理論に矛盾しないことを抽象的・理論的に主張するにとどまった。しかしここでは、ピアーズの示した事実自体も批判の的となる。

すなわち、銀行券流通高の増減と為替相場の低高が相関的に推移しない(むしろ逆相関的に変動する)という事実から、両者の無関連を説くピアーズに対して、「エデヴィンバラ評論誌の書評子もピアーズ氏も、制限法の撤廃を願う人々によって提示された原理を完全に誤解しているようだ。撤廃論者は、両者が理解しているように、銀行券の増大が常に為替を下落させるだろうと論じるのではなく、通貨の過剰からこのような効果が生じる、と論じているのだ。したがって、銀行券の増加が何時でも必然的に永続的な通貨の増大を伴うかどうか、という問題がまだ考察されずに残っている。それがそうではないことを明らかにすることができるならば、銀行券額の増加と為替の上昇の並存は、苦もなく説明される」(III, pp.111-2)。その際、以下の諸点が考慮

されなければならない。(1)流通中に金貨がある間は、銀行券増発は一時的に金貨・紙券からなる全通貨の価値低下をもたらす、その結果、金貨を(融解・)輸出させるから、通貨総量の「永続的」増大とはならない。(2)現在、発券高と為替相場との関連を見る場合、小額面券(1, 2ポンド券)は姿を消した金貨を代替しているから、発券総額から控除して、5ポンド券以上(以下、「大額面券」という)の発券額を問題とすべきだ。(3)この意味の発券総額の変化が為替相場に影響するには多少のタイム・ラグがあるから、ある期間の平均発券額と為替相場との関連を見るべきだ(III, pp.113-6. なお、(3)については、cf. III., pp.118-120 and the table in p.121)。

以上を考慮して問題の両者の関連を見ると、ピアーズの提示した「事実」は「不正確」であって、「彼の結論はまったく保証されない」。彼によると、1808年1月と1809年クリスマスの発券高は、それぞれ、17.5百万と18百万でわずか50万(3パーセント)しか増えていないのに、ハンブルグ為替は、34フレミッシュ・シリング5グトートと28フレミッシュ・シリング6グロートであって、18パーセントを上回る下落を示している。しかし、マシェットと『地金報告』「付録」によると、それぞれ、1809年末に19.7百万、同年12月12日に19.7百万であり、またイングランド銀行の報告によると、1808年1月1日の発券高は16.6百万だから、彼は、約90万、過大に見積もっている。したがって、その間の増加額は50万ではなく、三百万を超える(18パーセント増)。彼の1808年1月のある時の見積が正しいとしても二百万になる。1803年1月から1807年末にいたる増加・百五十万も、五十万だけ事実より過大だ。しかもその間の大額面券の増加は、15万を超えなかった。要するに、「ある日またはある週の特定の銀行券額に基づくすべての計算は、その暫く前または少し後に、平均がそれより大または小である時は、それが真理だという他の証拠がある理論を覆すのにまったく役立たない。」(III, pp.116-7)

続いてリカードウは、マルサスの「強制貯蓄論」に矛先を転じる。これは固有の地金論争とはいい難いが、通貨減価・物価上昇が経済過程にポジティブに作用するという主張は、現行の不換制擁護、永続化の論拠になりかねない。彼がこれを看過できない所以。同時にその主張と批判は、マルサス、リカードウ両者のこの時点における経済把握を窺わせるよすがとなる。

「書評子は『怠惰な人々や固定所得で生活する人々から通貨のかなりの部分
が取り去られて農民、製造業者および商人に移転される場合には、——資本・
収入間の比率が資本に有利に大きく変更され、こうして短期間にその国の生
産物は大いに増大するだろう』、という。国富を増やすのが『流通手段の量で
はなく、その分配の変更だ』ということは、疑いもなく正しい。したがって、
通貨の豊富とその結果としての通貨の減価により怠惰で不生産的な階級の消
費力が減り、他方、それによって勤勉で生産的な階級の数が増えるというこ
とが完全に保証されたとすれば、その結果、明らかに国富は増大するだろ
う。というのは、それは以前には収入として支出されたものが資本に実現さ
れるだろうから。しかし、それがそのように作用するか、これが問題だ。証
券所有者が彼の収入から節約して農民に貸付けた一千ポンドは、農民自身が
節約した場合と同様に生産的ではなかろうか。」この場合、書評子の誤りは、
固定所得者達が全所得を消費してまったく貯蓄せず、資本に少しも追加しな
いことを、自明のように考えていることだ。しかし、実情はまったく異なる。
彼らが所得の半分を貯蓄して債券に投資すれば、通貨の減価により所得の半
分を「強制貯蓄」させられる場合と同様の国富増大の「刺激」を与えるはず
だ。「唯一の相違」は、前者の場合、貸付られた貨幣の利子が「資産の真の所
有者」に支払われるのに対して、後者では結局、銀行券を増発し、通貨を減
価させた銀行の株主達に配当の形で支払われ、彼らがそれを「不当に」わが
ものとする事だ。銀行の貸付が証券所有者の貯蓄の運用者より不利な思惑
に用いられれば、その国にとって「本当の損失」となる。だから、通貨減価
が生産を促進する点で「有利」と断じることはできない。「いずれにせよ、そ
の弊害は確かだ。それは個々人にある程度の不正義を伴わざるをえない。」そ
れが不正義と分かりさえすれば、まったくの恥知らずではない人々の「非難
と憤激」が、当然、かき立てられよう (III, pp.120, 122-3)。

リカードウのマルサスにたいする反批判は以上の諸点に尽き、他の見解に
「私も心から賛同」する。書評子は、「この最も重要な問題について公衆に行
き渡っている多くの誤りと偏見を覆すのに大いに貢献している」(III, p.
123)。

以上のリカードウの反批判に対して、マルサスは、ホーナー宛書簡 (1811

年4月7日)に、こう記した。「ただ今私は『評論』に関するリカードウ氏の考察を読んでいます、まだまったく納得しないままです。実際、私にとって、為替の変動をもっぱら通貨の過不足に帰することが不正確ということより、もっと確信できる論点はありません。残念なことに、当論文中に、『評論』編者]ジェフェリー氏によってか偶然にか、小さな一音節語が入れ込まれているのを見つけました。そのため意味上はかなりの変化が生じ、リカードウ氏が怒ってもある程度正当でしょう。私は、『これらの事実は、リカードウ氏の原理だけで (alone) すべて十分に説明できるとは考えられない [』] といったのですが、——いやしくも (at all) [説明できるとは……] と印刷されていて (*Op. cit., Edinburgh Review, p.359. Malthus, op. cit, p.42, corrected.*), 相当に違います。……」(III, p.12) しかし、勿論、たんなる表現が問題なのではない。両者の論争が続く所以である。

(b) 「地金案」の提示

『報告』もリカードウも、総じて地金主義者達は、早期の兌換再開を、「正義」の回復として当然、と主張した。彼らは、それを正貨の支払再開による、と考えていた。当初はリカードウもその例に洩れず、すでに見たように、「金の価格」におけるそれは、性急な兌換再開のもたらしかねないデフレ効果(貨幣恐慌を含む)を回避・緩和するため、事前の漸次的な銀行券流通の収縮を示唆するものだった。

しかし、兌換再開反対の世論がイングランド銀行当局をはじめ実業界で根強く、早期の再開を至難とする状況から、これらの反対と懸念を払拭する意図のもとに、リカードウは正貨兌換に代わる、しかしそれと同様に有効に通貨価値を安定させ、事実上、小銭(補助通貨としての銅貨・銀貨)を除く国内流通を全面的に紙券(小額面券を含む)によって代替し、金準備を、事実上、世界貨幣準備に限定する、地金による遥かに経済的な兌換制度を提案する。しかもそれを、当面は主として経済的混乱を招くことなく旧標準に徐々に復帰する経過措置として。

「地金委員会の勧告、すなわち、二年以内にイングランド銀行が同行券を正貨で支払うことを要求されるべきだということに、しばしば唱えられる反対論は、それが採択されたとすると、同行はこのために必要な地金量を用意す

るのに相当な困難に曝される，ということにある。実際，紛れもなく同行は，制限法が撤廃される前に，同行になされる可能性のある，あらゆる請求に対する豊富な準備を，慎重に準備せざるをえないだろう。地金委員会の考察によると，同行券の平均流通高は，銀行郵便手形を含めて，1809年に19百万だった。同じ期間中，金の平均価格は4ポンド10シリングであって，鑄造価格をほぼ17パーセントだけ超えていた。これは通貨の減価が約15パーセントであることを示す⁵⁴⁾。したがって，同委員会の原理に基づき，1809年の同行銀行券流通高を15パーセント削減すれば，通貨価値を標準に引上げ，金の市場価格を3ポンド17シリング10½ペンスに引下げるはずだし，このような引下が生じる前に制限法が作用しなくなれば，公衆にとってもイングランド銀行にとっても，さし迫った危険を招くことになろう」(III, p.123)。勿論，兌換請求が殺到する，と考えられるからだ。

さて，リカードウは到底容認しないが，同行の擁護者達によると，同行券高の削減後には残りの価値が大いに高まるため，同行券の正貨兌換を請求しても「誰の利益にもならない」が，「気まぐれかまたは悪意」から，一般的慣行として小額面券の使用をまったく止め，その代わりに同行でギニー貨を請求することになれば，同行にはまったく安全の「保障」がない。「だから同行は19百万の発行高の15パーセントを削減しなければならないだけでなく，——流通に残る4百万の1および2ポンド券に対して地金を用意しなければならないだけでなく，同行はまた王国中の全地方銀行の小額面券に支払うため同行に対して行われる請求に対応する資金も備えなければならない——，しかも以上すべてを二年内の短期間に」ということになる。

リカードウも「これらの懸念が現実化しそうか，しそうでないかに拘らず，同行は生じる恐れのある最悪の事態になにほどこか備えざるをえない」ことを認める。以下に提案する「地金案」は，第1に，反対論者の上述の懸念＝論拠の払拭を意図している(III, pp.123-4)。しかしそれにとどまらず，それは，むしろ積極的に，通貨価値の回復と安定をより容易かつ経済的に保障する兌換制度を，正貨兌換に代わるものとして提案する。

「公衆に同じ便益，つまり通貨減価に対する同じ保障を，もっと穏和な手段で得ることができるならば，原理上賛同する全当事者達がその採用を便宜に

思うだろう、と見込まれるはずだ。議会在イングランド銀行に、こう要求するとしよう。つまり、請求があれば20ポンドを超える銀行券を、しかもそれだけを、同行の選択で正貨、標準金の延べ棒または外国鑄貨（純度の差に配慮して）を金地金の英国造幣局の価値、すなわちオンス当たり3ポンド17シリング6½ペンスで支払うように、またこのような支払を委員会によって勧告された時期に始めるように、と。

上述のように同行券を支払う同行の特権は、このような支払開始後、三、四年間、与えられてよかろう。さらにもしもそれが有利と分かれば、永続的な措置として継続しても構わないだろう。このような制度のもとで、通貨は、その標準価格を下回って減価するはずがない。1オンスの金と3ポンド17シリング10½ペンスとは常に同じ価値だろうから。このような規則により、われわれは、[20ポンド以下の]少額の支払に必要な小額面券の総額が流通から取り去られるのを有効に防ぐことになるだろう。このような小額面券の少なくとも20ポンドをもたなければ、誰も同行でそれらを交換できないし、交換する時でさえ、正貨ではなく地金が取得されるだけだろう。なるほどこの地金に対して造幣局でギニー貨が得られようが、数週間ないし数カ月遅れることを免れず、その期間に失われる利子は、真の経費、誰も負担したくない経費と考えられよう。ところが小額面券は、それらが代表するギニー貨とちょうど同量の諸商品を購入することができる。この案の創設に伴うもう一つの利点は、無益な労働——1797年前のわが国の制度のもとでは、（どんな原因から生じるかを問わないが）不利な為替相場が生じる度毎に坩堝に投じて融解され、あらゆる禁則にも拘らず地金として輸出される——を不要にすることだろう。[この禁則がザル法であることは、すべての当事者達の認めるところだ。]

不利な貿易差額は、結局は、財の輸出——地金の移転——か紙券流通高の削減かによって是正できるだけだ。したがって、同行で地金が容易に得られることは、この案に対する異論として主張されるはずがない。なぜなら、それは1797年前に同程度に容易だったし、同行の支払のいかなる制度のもとにもそうであるに違いないから。……

ここでなされた提案は、これまでヨーロッパで採用されたあらゆる銀行制度の利点を統合しているように思われる。その特徴の幾つかは、アムステル

ダムとハンブルグの預金の銀行に似ている⁵⁶⁾。それらの制度では、地金は常に同行から不変の固定価格で購買されるようになっている。[本案では]同じことがイングランド銀行に対して提案される。しかし外国の預金の銀行では、両行の帳簿上の銀行貨幣債権と同額の地金が両行の金庫に実在する。したがって、商業流通の総額と同じ大きさの遊休資本が存在する。しかし、イングランド銀行では、銀行券という名称のもとに、商業の需要が必要とすだけの大きさの銀行貨幣が存在し、同時に銀行の金庫に存在する遊休資本は、時折、同行に行われることがある請求に応じるため、同行が地金で保有する必要があると考える準備金だけにとどまるだろう。同行は紙券の発行を収縮して随意にこのような請求を減少させることも、常に念頭にとどめるべきだ。固定価格で銀を購買するハンブルグ銀行をまねて、イングランド銀行は、同行券で同行が何時でも金地金を購買する買入価格を、鑄造価格よりごく僅か下回る価格に固定する必要がある。

完全な銀行業とは、(常に標準価値を保つ)紙券通貨によって、一国が可能な限り最少量の鑄造貨幣または地金でその国の流通を支持できるようにすることだ。これこそまさに本案が成し遂げようとする事だ。」これによって、通貨量は「商業の必要に最も正確に適合」し、かりにイングランド銀行が過大に発行しても、「公衆のもつ抑止力」によって速やかに是正され、通貨は、金自体と同様に不変の価値を保つ(III, pp.125-7)。この提案は、書簡および後述の『経済的・安定的通貨案』に引き継がれ、さらに明確な仕上げを施され、遺稿『国立銀行設立案』にいたる端緒にほかならない。

(3) 「論争」の継続

マルサスは、私信による討論の継続を提案する書簡(1811年6月16日付)をリカードウに送る。期せずしてリカードウも、それを受取る前に同旨の手紙を準備中だった(同17日付草稿。彼の最初のマルサス宛書簡は18日付の返書となったが)。それらは、ともに「私的な討論」を提案するものだった⁵⁷⁾。

うへの書簡でマルサスは、まず、金地金の国際的移転を諸商品の輸出入と区別する彼の見解を擁護する。すなわち、現代の経済学者達は「貿易差額に関する商業階級の不合理な観念を正すのに熱中するあまり、貴金属が交換手

段に採用されているという事情からして、貴金属と諸商品の間に存在する真の相違を看過している」。真理に到達するためなら、「経済学の正しい原理」に一致するとは思えない命題を擁護するよりも、むしろ彼は「他の見方へ譲歩すること」も辞さない、つまり、リカードウの重商主義的偏見という批判は承服し難い、と。

次に、リカードウの「過剰」(redundancy)という用語が「事実に関して不正確な表現」であって、「地金が最も有利な輸出商品だから」といって、その用語を用いることは許されない。「地金の輸出が生じるまさにその時に」、わが国で多くの他の諸商品が「実際に過剰なこと、つまり普通の利潤を生まない価格で売られる」ような場合がある。しかもこのような時に、すでに多くの諸商品が輸出ずみとか、外国市場で国内より高い価格で売れないような場合、嵩張る諸商品輸出の経費が大きくなることや、外国市場で価格低落の危険がいつそう大きいことから、地金価値＝地金の諸商品購買力が両国で等しく、「比較的過剰」が存在しなくても、「地金[輸出]が「優先」される。「この場合、債務弁済のため」、何かが輸出されざるをえないが、他の諸商品はポンド安という手形のプレミアム付きでさえ相応の利潤が得られないような外国需要しかないから、地金が出て行かざるをえない。このようにマルサスは、世界貨幣としての・他の諸商品と異なる地金の特性を強調する。

最後に彼は、都合が良ければ、「今度の土曜か日曜」(6月22日か23日)に自宅(ハートフォードの東インド大学構内)への来駕を促す。リカードウも、返信で土曜に伺うと認めるが、主にマルサスの都合から、結局は22日朝に、リカードウ邸ではじめて顔を合わせることになる⁵⁸⁾。

返信(6月18日付)でリカードウは、「地金価値の規制とその輸出入を規定する法則とに関する限り」、地金と他のすべて商品の間に「なんら実質的相違はない」、と自説を固持する。確かに地金は、工芸用の原材料のほかに、「価値尺度と交換手段として普遍的に採用」されているが、「そのために地金が諸商品リストからはずされた試しはな」く、地金価値が地金取引商の「一般的競争」によって規制されるのは、同業者または他業者の競争によって「他のすべての商品価値が規制される」のと同様だ、と。彼の考えではどの商品も新用途が見出されると、需要が増し、供給も増える。地金の貨幣としての新

用途は、穀物の醸造用という新用途の発見と変わりはなく、「競争の一般的法則」による価値規定の法則は不変である。この点で見解に相違はないから、マルサスは、「金が世界の貨幣として採用された結果、それが用いられてきた新用途のために、それが競争の一般的法則の例外とされるべき理由」を示す必要がある。つまり、需給原理を一般原理とする以上、マルサスの貨幣の特性論は自己撞着ではないか、というわけである（VI, pp.24-5）。

「過剰」という用語についても、リカードウは譲らない。「不利な貿易差額の原因について私の念頭に浮かんだ印象を表すのに、『過剰』という言葉を選びましたが、恐らく不適當だったでしょう。しかし『評論』誌のご論稿に目を通してみますと、私の伝えたいと思った意味で貴方がその言葉を用いられていることが分かります。というのは、通貨の相対的過剰が不利な貿易差額の原因である場合があり、しばしば実際にその原因とお認めですが、しかしそれは唯一の原因ではない、とご主張ですから。さて私は、その言葉をそのように理解しますので、通貨の相対的過剰が常に不利な貿易差額の原因、と主張します。」この「相対的過剰」は、(1)貨幣の実際増減、(2)貨幣節約の増大、または(3)財貨量の増減、によって生じ、これが貴金属価値変動の「唯一の原因」であって、「特定諸商品の需要」のせいではない。それらの需要は、「通貨の状態によって規制され」、「原因ではなく結果」にすぎない（VI, pp. 25-6）。

通貨の相対的過不足（＝通貨価値不均等）と無関係に、債務弁済のため「世界の商業の一般的通貨」として、金の国際的移動が生じるというマルサスに対して、リカードウは、債務契約の動機を考慮していない、と反論する。「貴方が提示されるすべての場合に、貴方は常にすでに契約された債務をお考えですが、通貨の相対的状态こそ、その契約自体の動機であることをお忘れです。」例えば、穀物輸入商が穀物を輸入し、それに対する債務支払契約を結ぶのは、輸入穀物を国内で販売して得る貨幣の方が外国に支払うよりも多い、と確信するからだ、と。嵩張る商品輸出にかかる運送費等の「余分の経費」についても、係争中の議論では「当該商品の価格の一部をなす」と考えなければならない。要するに「輸入商が販売できる価格」について比較されるべきで、金地金がこの経費の安さゆえに「優先」される理由はない、というの

である (VI, pp.27-8)。

6月22日(土)の朝、リカードウ邸で二人の間にどのような議論が交わされたか詳らかではないが、少なくともその一端は、23日付のマルサス宛リカードウ書簡(断片)によって窺うことができる。その折マルサスは、為替相場は通貨減価度の正確な指標ではない、と論じたいらしい。

「ご主張はこうだった、と存じます。通貨は2パーセント減価している、換言すれば財貨は実際2パーセント上昇しているが、しかし為替が2パーセントだけ下落するはずだ、という結論には必ずしもならないだろう。なぜなら、この財貨の上昇は、舶来品は勿論国産品にも共通だから、為替の受ける影響は、恐らく4パーセントだけの大きさになるだろうから。しかしながら、明らかに、通貨の減価から生じる価格のいかなる上昇も、諸商品の量(amount)または諸商品が輸出入される実質価格(real prices)のどちらかに、為替が輸出に伴う諸経費を支払う限界[金輸出点]に達するまでは、何の変更も起こさない、と存じます。」(VI, p.30)

議論の際にリカードウは、必ずしも有効な反論を提示できなかったのかもしれない。うえの書簡は、多分、その欠を補うために書かれたように思われる。マルサスの見解を要約して記されているから。反論の趣旨は、一部が切除されている関係もあって必ずしも明確ではないが、恐らく、次のように解されよう。英国財貨の2パーセントの価格上昇は、「実質価格」の上昇ではなくて通貨減価による「名目的」上昇に過ぎず、外国財貨の英国における価格も同様に上昇するが、外国の輸出商にとっては、(彼の国の通貨も減価していない限り)為替の2パーセントの下落(外貨建)によって償われるから、同様に「実質価格」は影響を被らない。したがって、金現送点内の為替変動の場合、輸出入量も影響を受けない。してみれば、ここにいう「実質価格」は、明らかに金地金で評価した価格(諸商品の「地金価格」。地金の銀行券による購買価格としての「地金の価格」と混同されてはならない)を意味する。

マルサスの7月7日付のこれに対する返信と思われるもの(Cf. VI, p.31, editor's note 3)は、同月9日(火)、ロンドンで朝食を共にする誘いしか含まれていないが、会う直前にマルサスに送った「ジャマイカ為替の説明」の草稿・「ジャマイカ為替に関する覚書」(Cf. *ibid.*, note 5)が残っている⁵⁹⁾。これは、

マルサスの要請に基づいて調べられ、その事実にはリカードウがコメントを加えたもの。というのは、最初のリカードウ宛の手紙でマルサスは、「ともあれ、一般的問題に関連して、最近われわれが地金を輸入している国々、例えばジャマイカとの算定相場の状態に関して、何らかの情報を与えていただけませんか。これらの国々の幾つかはわが国の通貨減価のため、算定相場は不利に違いない、と考えざるをえませんが、かりにこの種のはっきりした事例が生じていたとしますと、それは、わが国の不利な為替のまことに大きな部分が名目的であることを、直ちに示すでしょう」(VI, p.23)と依頼したのに対して、リカードウは、これが「係争問題に光を投げるとは思いませんが、しかし、それに関するあらゆる詳しいことを知ることに努めるつもりです」(VI, p.28)、と約束していたから。

リカードウの計算を手短に示すと、平価は100ポンド・スターリング=140ジャマイカ・ポンド (=420ドル)とされているが、銀純分を考慮した真の平価は£100=154ポンド11シリング6ペンス (=463.72ドル)であり、現在の金銀比価(16:1)のもとでは、£100=164ポンド2シリング (=492.34ドル)になる。平価といわれるものに比べて、ジャマイカで為替は「現在、5から2パーセントのプレミアム」が付いていて、5パーセントとすると147ジャマイカ・ポンド (=441ドル)だから、真の平価よりもジャマイカに10½パーセントだけ有利という計算になる。しかしジャマイカがドルの輸出を有利とする以上、この為替の有利は「名目的」であって、「貨幣の輸出に伴う経費」だけ、実質的には不利ということになる。441ドルを英国に現送すると、「現在、113ポンドで売れる」から、13パーセント有利となる(勿論、これから現送費を控除しなければならないが)。だから、算定為替上は英国に10½パーセント不利だが、実質為替上は英国に13パーセント有利となる(100ポンドの支払に113ポンド相当の銀を受取るから)(VI, pp.31-3)。

二度目の両者の討論も熱心に行われたらしい。そのためマルサスは、リカードウの「ジャマイカ為替の説明」に礼を言うのも忘れるほどだった。彼は「不利な算定為替のもとでの地金輸出」は、輸入国の通貨が減価している「強い証拠」、と考える(VI, p.33)。つまり、通貨減価による名目為替の下落が実質為替の有利に勝るため算定為替は不利だが、地金の輸出入は実質為替によっ

て規制されるから、実質為替が現送費を超えて有利ならば、地金はその国に輸出される、というのであろう。実質為替は通貨価値を所与として支払収支によって規定されるから、その国の通貨減価は、算定為替の不利分と実質為替有利分の幅になる、と主張している (Cf. Malthus, *op. cit.*, p.65)。つまり、現実の観察可能な為替相場＝「算定為替」＝通貨価値を表す「名目為替」＋貿易収支を反映する「実質為替」から、「名目為替」＝「算定為替」－「実質為替」だから。

討論の折、「過剰」という用語が、再び論題の一つとなった。恐らくそれは、例の不作のための「異例の穀物輸入」による不利な貿易収支・為替下落も通貨の「相対的過剰」による、というリカードウの主張に関わって。マルサスが、こう記しているからだ。

「相違点に関して、最近の会談でわれわれは多分少しばかり接近しましたが、完全に一致しそうにもないように思われます。少しだけつけ加えますと、通貨に関して過剰という用語を用いる場合、私の想起する限り、私は常に一貫しています。私がそれを用いてきたのは、常に、どの商品の価格も低落させる傾向を伴わずに、一般的に、価格の比較的上昇を生み出す傾向があるような事態に対してです。ですから、穀物または何らかの必要な財貨が不足する場合のように、一組の諸商品価格の上昇に他の諸商品価格の下落が必然的に伴う事態に対してはありません。そこで、この二つの事態は、このように異なる二つの結果にいたるわけですから、やはり、別の言い方がされるべきだと存じます。」(VI, pp.33-4) つまり、後者の場合は通貨「過剰」による、というべきではない、と。

明らかにマルサスは、後者（穀物不作）の場合、通貨量、というより有効需要量を一定とし、穀物価格騰貴のため、その需要に以前より多くの部分があてられる結果、残りの他の諸商品需要が減少して、それらの価格は「必然的に」下落する、と考えている。

続いてマルサスは、J. ステュアートの『原理』第二編第18章⁶⁰⁾の参照を求めて後、マルサスの「紙券減価論」の主張では何処で為替相場の反転が生じるのか分からない、というリカードウの「付録」における批判を念頭に置いて、為替相場が金輸出口に下落するより前に、「常に不利な実質為替が訂正さ

れる強い傾向がある」とヒューム、スミス、ハスキッソン等は考えているが、これに彼も「断然賛成」する。「そうでなければ、何が戦時中の製造品輸出量増大の刺激だったか分かりません」という。彼が為替下落による輸出ドライブを示唆していることは、明らかだろう。書簡は、マルサスの今後の予定を示して、その後の来訪の希望をもって結ばれる（VI, pp.34-5）。

「お便り拝受以来多忙を極めたため、今夕までお返事を認める機会がありませんでした」と冒頭に断った7月17日付のリカードウの返信は、一回の書簡往復と二度の討論を経て、リカードウも「最終的に意見一致する見込みが非常に少ない」ことを認めている。しかし彼はマルサスの「過剰」の定義に反発して、後者の場合、「何故、通貨の過剰はありえないのか」と反問して、彼の見解を対置する。すなわち、通貨はその全体が流通諸商品総量と比較されなければならない。不作前より不作後に通貨の諸商品に対する「比率」が大きくなっていけば、海外でこのような変化が生じていなければ、『通貨の相対的過剰』よりもっと正確に、このような事態を述べる表現はない」と（VI, pp.35-6）。つまり、穀物不作のため一方の流通諸商品総量は確実に減少しているのに、他方の通貨量が不作前と変わりなければ、不作後は通貨は明らかに「相対的過剰」の状態にある、というわけだ。まことに強靱な理論的思考には違いないが、余りに独断的だろう。というのは、これだけではマルサスのいう他商品価格の「必然的」低下を説明できないから。あたかもこの欠を補うかのように、リカードウは、「貨幣だけでなくあらゆる他の諸商品が、穀物に比べて比較的安価になる」（VI, pp.35-6）、と強弁する。「強弁」と評するのは、地金に対する通貨「減価」が問題である時、騰貴した穀物を基準に通貨と他の諸商品の「安価」をいうのは、理論家に相応しからぬ同義反復、ないしは恣意的な論点変更だから。以下、これに基づいて、貨幣の安価が「その過剰の満足すべき証明」であり、地金輸出の原因だという自説を繰り返して、マルサスとの見解の相違は、たんなる言葉の問題ではなくて「原理上」のものだ、という（VI, pp.36-7）。

続く係争点は、「外国市場における商品の過剰」問題である。直接にはマルサスの貨幣の特性論対リカードウのたんなる商品説に関わって浮上した論点であって、当初は必ずしもセー法則の否認・是認という一般的なものではな

かった。これは、リカードウが「外国市場における商品の過剰」として、問題を受止めていることから明らかだろう。マルサスの主張も、すでに見たように、外国市場における輸入商品需要の限界から利潤（少なくとも通例の）をもたらさない価格下落＝過剰のため、債権国側は商品での受取を渋る（債務国側も輸出動機がなくなる）、というものだった。

「実際、外国市場で諸商品が過剰になることがある、とおっしゃった。何と、[輸出国より輸入国市場で] もっと高価な諸商品が過剰ですって (What! a glut of commodities with a dearer price!). ありえません。——この二つの事情は両立しません。ある商品の価格が双方の国で20ポンドだったとし、不作の結果、それが一方の国で15ポンドに下落したとしますと、他方の国でもそれが15ポンドに下落するまでは、その商品が過剰なはずはありません。穀物と引換に貨幣が輸出される前に、きっと一商品の価格が外国市場で下落するだけでなく、すべての商品の価格が下落します（なぜなら、それら全部が英国で下落する、とお考えですから）。そうなれば私も貨幣が輸出されることを認めますが、しかしその時でさえ、そうなのは、貨幣が輸出国で諸商品に比べてさらに安価という理由だけのためです。ですから私は、まさにこれが貨幣の相対過剰の証拠、と主張します。」(VI, p.38)

引用のはじめの部分は分かりにくいですが、続く例証に徴して [] 内を補った。恐らくリカードウは、マルサスの主張を次のように捉えている。穀物不作前に関係両国の通貨価値・貿易等は均衡状態にあったと仮定し、一方の国の穀物不作の結果、(1a) その国の穀物価格があがり、他商品価格はすべて下落する。(1b) この国は他方の国から異例の穀物輸入を余儀なくされ、貿易収支は不利となり、為替相場が下がる。この場合マルサスは、(2) その債務を商品輸出の増加によってカバーするには限度があるから、通貨の「相対的過剰」と無関係に「世界の貨幣」としての地金で支払われる、と主張する。これに対してリカードウは、(3) 穀物以外のすべての諸商品価格は不作国でだけ低下し、穀物輸出国の価格が下がる理由はないから、それらの価格が両国で同一水準に達するまでは不作国から穀物輸出国に諸商品を輸出することができ、その限りで外国市場の需要も価格弾力的に増大するから、そこでの「過剰」を語ることはできない、と反論する。マルサスの主張が認められるのは、

(4) 不作国で穀物以外の地金を含むすべての商品が安価となり、そのなかで地金が比較的にもっと安価な場合に限る。そうであれば、これはまさに通貨の「相対的過剰」の「証拠」だ。続いて、こう批判する。(5)しかしこの場合、不作国では貨幣（地金）価値（＝購買力）は騰貴した穀物に対して下落しているものの、他の下落したすべての商品については上昇しているから、貨幣がこれらより「安価な」商品ということはできない。相対的に高価な地金が輸出されるはずはなく、マルサスの主張は「矛盾している」（VI, pp.38-9）。しかし「矛盾」するのはリカードウの（独断的）主張に対してだから、マルサスがこの批判に屈するはずはない。

リカードウのこの手紙は、マルサスが参照を求めたステュアートの章を「注意深く」考慮することを約し、夏のうちにマルサスが来訪することを望んで終わる。

これは7月18日に東インド大学に届いたが（Cf. VI, p.35, n.2）、マルサスは10日間ほど他出（リンカンシャー）していたため（Cf. VI, pp.34-5 and p.35, n.1）、彼が手にしたのは26日だった。帰宅早々にマルサスは返事を認めるが、最初に21日付の手紙（現在、欠落、cf. VI, p.40, n.2）に対する礼を記している。例のジャマイカ為替の続報だったと思われる（Cf. VI, pp.40-1）。彼がその情報を得るのに熱心だったのは、すでに触れたが、彼の『エディンバラ評論』の第二の書評論文で英国通貨減価の証拠として利用するためだった。その論文で「貴方の案」（地金案）に言及して賛意を表するつもりだ、とも記している（VI, pp.40-1）⁶¹）。

この書簡でマルサスは、17日付リカードウの手紙には誤解があるが、時間がないので近く会う時まで保留し、「過剰」という用語についてだけ、こう記している。

「リンカンシャーに旅行している間、17日のお手紙の問題を熟考して、これまでよりご見解をいっそう十分に捉えたと存じます。貴方が現にそうなさっているように、政府の対外支出や援助金支払の際、地金が世界商業の通貨であって何処でも受領されるため、他の諸商品よりも地金の用いられる比率が大きいのということをお認めになるとしますと、他のすべての場合に私は、（少なくとも、財貨について契約が即座に履行されたとしますと）貴方の過剰の

定義にしたがって、通貨の比較的過剰から地金が動くだろうと存じます。しかし、やはり私は、おっしゃる意味を表すには、安価さという用語の方が正確であって、商業的交流諸国の間の貴金属移動の原因を読者に分かりやすく伝えるには、国内での通貨の比較的安価さよりも海外での諸商品の比較的安価さの方がいっそう良い、と存じます。——さまざまの変動が通貨の供給にではなく、諸商品の供給に由来するすべてのケースにおいて特に。」(VI, p.41) その理由として彼は、こういう。一般的穀物不足の場合、富国は高価格で穀物を貧国から購入するが、貧国の方がかえって穀物が不足していることがある。穀物不足の時ほど、通貨の使用が求められる時はない。普段より求められるものを「過剰な商品」とはいえない。しかし大多数の商品については通貨は安価、むしろ国産諸商品が高価だから、地金が安価な商品を求めて海外に行く、と。この場合マルサスは、国産品価格は「必然的に」下落すると論じていたから、それと矛盾するように見える。しかし、穀物の「一般的」不足および富国・貧国という設例の条件を考慮すると、両国ともそれらの価格はともに低下するが、貧国ほど第一必需品としての穀物以外の諸商品需要の余裕に乏しく、それらの価格は著しく下落する。富国ではそれほど下落しない。だから富国ではそれらの価格は「比較的」に高く、通貨価値は比較的安価、というのではあるまいか。最後に、当分ロンドンに行けそうもなく、「来週の初め[7月28日(日)]より後の訪問を望んでいる。これに対するリカードウの返信が欠けているため分からないが、多分、訪問は実現しなかったろう。というのは、次の8月14日付の書簡でマルサスは、何時来てくれるか、「今度の土曜」(17日)はどうか、と来訪を催促しているから(VI, p.47)。ただし、これも実現したかどうかは不明。

以上が両者の直接の討論と書信往復による論争の前半をなす。後半は、「ずっと前」からロンドンで会い、両者の夫人同士を紹介しあうことを熱望していた、という趣旨のリカードウの手紙(10月17日付)から始まる。ハートフォードで「もてなし」を受けた際、それをマルサス夫人と「半ば約束」(half promise)した。その履行を「請求」する、と。それとともに彼は、「一友人」(James Mill)の地金に関する原稿(現在、所在不明)⁶²⁾を同封して、マルサスの意見を求めた(VI, p.60)。20日付のマルサスの返書にも、「ハートフォー

ドでお会いして以来、ロンドンに行っていない」と記されていて、この間二月経っているが、8月17日のリカードウの訪問を指す可能性が高い。ミルの原稿に対するマルサスの評価は芳しくなく、リカードウの見解についても、反省を重ねて後、「通貨の過剰ないし安価さ」を「為替変動の唯一の原因」とするのは「不正確」で、「貴金属が動くのは通貨水準回復以外のためだ」という見解を保持する、とつけ加え、リカードウの招きと逆に、もう少し議論したいから、ハートフォードへの「田舎小旅行」が夫人の「お気に召せば」、当地で会いましょう、と答えている（VI, pp.61-3）。

返信（10月22日付）でリカードウは、ミルの原稿に目を通してくれた「労」に「深甚の謝意」を述べた後、マルサスの促したように、再度、地金問題で公衆に訴えるつもりはなく、社会の注意を「覚醒」する目的（『地金高価論』「序論」末尾 [III, p.52], 参照）は達成したと思う、という。続いて、彼の為替の変動原因一元論にマルサスの賛意が得られないのが残念だが、彼の願いは、「諸国民が彼ら自身の利害を本当に理解すれば、彼らは [通貨の] 比較的過剰以外のために、貨幣を一国から他国にけっして輸出することはないだろう、ということを実証」することだ、と。こうして両者とも、それぞれの見解を固持して譲らない。恐らく空しいと知りつつも、マルサスを説得しようとして、リカードウは、彼の見解の想定を明確にする。彼の「想定」は、商業取引を行う諸国民は「彼らの利益と利潤に敏感」であって、職業分業が進み資本が豊かな現状では特にそうだから、「事実上、貨幣は、送付すべき国にとっても・受取るべき国にとっても、ともに有利な時以外は、けっして移動しない」、というこにある。だから「考慮すべき第一点は、仮定された場合に、国々の利益は何か」、「第二は、国々の慣行は何か」だが、理論上は後者について配慮する必要はない。「私の目的にとっては、公衆の利益が私の述べた通りであることを明瞭に証明することができれば十分」だから、「貨幣が最も安価な輸出商品でない時、——（貨幣は勿論、さまざまな諸商品輸出に伴う全経費を考慮して）貨幣が国内でよりも海外で多くの財貨を購買しない時——に、他のやり方よりも貨幣の移転による債務支払の方が国民の利益にかなうような事例が実在しうることを証明」するのは、マルサスの責任だ。ところが彼は、「再三、諸商品の相対価格がそれらの輸出を規制する」ことを認

める以上、「財貨の主要部分が安価な国に貨幣が行くのは、財貨の主要部分が高価な他の国に財貨が行くのと同様に確か」だから、債務・援助金支払または穀物購買のため、貨幣が「過剰 (superabundant) でなくても海外に行くが、同時に [貨幣が] 速やかに還流して財貨と交換される」というのは、「債務を負う国で貨幣が過剰でない時」、貨幣流出入の二重の経費節約が「両国の利益」だということを、認めるものではないか。この利益に反するように見える貨幣の流出入があるとすれば、それは、債務国の通貨過剰のせいだ。

どの国かで「輸入商品は高価だが、対応する安価な輸出商品がない」状態が実在するならば、「このような国の貨幣はその自然水準を超えていて、間違いなく貨幣は高価な輸入商品支払に輸出されるに決まっていますが、この事態が示すことは、まさに通貨の過剰だけ」であって、「貨幣は、その水準を回復するために輸出される」、というのが正確だろう。またも自説で「お煩わせして申訳ない次第」ながら、ロンドン訪問のご都合がつき次第、討論を再開するのにやぶさかではなく、「間もなくマルサス夫人同伴のお仲間に加えていただける」と信じるとともに、また「将来何時か」、再度、ハートフォードを訪問することを約して結ばれる (VI, pp.63-5)。

12月3日付のマルサスの手紙以前に二人が会ったかどうか定かではないが、彼は確かにロンドンに (恐らく11月30日[土]に) 出掛けているから、その折、リカードウ来訪の約束をとりつけた可能性が高い。この書信は当てにしていた東インド大学の「教授用ベッド」が予約済と分かり、「土曜日 [12月7日] 夕方」来訪の都合をリカードウに問合わせたものだが、その主な目的は、多分、ロンドンで会った時にリカードウが「言及」したマルサスの『エディンバラ評論』誌掲載・第二書評論文に対する「論評」(所在不明) を聞くことにあった (VI, pp.65-6, incl. n.4)。これに続く二人のやりとりから、恐らくリカードウは、翌週か翌々週の土曜 (12月14日か21日、恐らく後者) に訪ね、上記の「論評」をマルサスの手許に残してきたことが分かる (VI, pp.72 [12月12日付, リカードウ宛マルサス] and 73 [22日付, マルサス宛リカードウ])。その時の両者の論題は、22日付のリカードウ書簡から窺うことができる。

この書簡の冒頭でまたもマルサス夫妻の来駕を促し、彼の許に残した彼の二番目の「書評」に対する自分の「論評」に修正を加えたい、ともらして

(VI, pp.72-3)後、訪問の際の論点に入る。それによると、援助金支払のような非経済的要因による国際収支の悪化・為替下落の場合に地金流出が生じるのも、それが最も安価な輸出品＝通貨の相対的過剰のためだ、とリカードウは一貫して主張してきたし、同様にマルサスは、特にその場合は、通貨過剰と無関係に、援助金受取国側が商品で受取るには限度があり、世界商業の「一般的通貨」としての地金が流出する、と論じてきた。当日の論議の焦点は、商品で受取る「限度」にあったようだ。リカードウがこう記しているから。「援助金が強いて諸商品を輸出させる効果を辿ることに努めて、私は、こう述べました。……それは、第一に手形需要を引起こし、第二に、両国間ですでに価格が非常に異なるすべての商品の輸出には、第一の為替下落が与えるごく僅かの刺激を要するにすぎず、第三に、諸価格の相対的状态の實質的変更、すなわち、輸出国側の上昇と輸入国側の下落が、ある程度、不利な為替からの利益を打消しもするが、最後に、援助金が完済されるまで、為替がさらに下落して諸商品量の追加的輸出、次いで地金の輸出をもたらす。その際、援助金が少額ならば、明らかに全額が諸商品輸出で支払われましょう。為替下落が諸商品の輸出を十分促進しますが、貨幣の輸出を促すほど十分ではないからです」(VI, p.73)。

リカードウが援助金支払に立ち入った説明を加えたのは、これが最初。一見すると、それは、この支払に一部、地金が用いられることも認めて、マルサスに譲歩しているかのようだが、しかし、輸出国側の諸商品価格上昇・輸入国側の価格下落が生じるという第三点を勘案すると、その場合も、最も安価な商品として、地金がより高価な国に流出するという彼の原理が貫いていることを看過してはならない。

しかし、これだけでは、援助金支払のために為替下落が生じ、それによって一部は輸出ドライブで賄いえたとしても、それ以上は輸入国側の商品市場の「過剰」＝価格下落を招くため、大部分は貨幣で支払われざるをえず、その流出は速やかに還流する、というマルサスの主張を十分に斥けえたとはいえない。リカードウが「論評」草稿に施したい「修正」、むしろ「補足」が、以下に記される。

そのため、援助金を支払う商品輸出と貨幣輸出の比率を、100：2と仮定す

る。このような支払の前後で物価は両国で不変だが、「為替は貨幣輸出が有利となる限度」に低落するものの、すぐに為替は回復に向かい、短期のうちに平価に戻るだろう、とマルサスはいうが、「しかし、この [1/50に] 満たない割合 [= 1/51] の貨幣が輸出されるのは、不利な為替が永続的に続き、それが下落するに違いないというより、むしろ、上昇する傾向がないからこそです」(VI, pp.73-4)。このようにリカードウは、まず、為替の速やかな回復を否定する。

「たとえ全部が金属通貨でも、わが国の通貨が2パーセント増加した場合には、わが国の物価が以前の水準を2パーセント上回って上昇し、このような上昇がわが国だけに限られていれば、輸出が妨げられ・輸入が促進され、その結果、[外国] 為替の [超過] 需要が生じて為替 [ポンド] が下落する、ということは、貴方もお認めになると信じます。この価格の上昇と為替の下落は、貴方も通貨の過剰と呼ぶことに反対されない事態から生じますので、当地の通貨額の削減か他の国々の通貨額の相対的な何ほどかの変化によって是正されない限りは、一時的ではなくて永続的でしょう。

……さて、不作かまたは援助金の議決は、まさに同じ結果、すなわち、相対的に高い国内物価を生じさせて不利な為替を伴う傾向がありますから、二つとも、同じ対策だけが認められます。とすると (and)、双方の場合とも、不利な為替は通貨の過剰、つまりもっと平易な用語では貨幣輸出を有利にする物価の相対的状态から生じますので、通貨増大の場合と同様に、援助金の場合も為替の上昇 [回復] 傾向はないでしょう」(VI, p.74)。

「通貨増大によって生じた国内物価の上昇は、そのような原因の自然の結果だが、援助金の場合には当てはまらず、援助金を支払う諸商品輸出が強行されると、外国市場で過剰が生じるが、援助金を支払って輸出の必要が止んだ後は、外国市場の物価は [他の諸国と比較して] 以前の率に上昇するだろう、と論じられることでしょう。しかしこれは、本当ではありますまい。諸商品は海外では僅かばかり上昇するでしょうが、為替も平価に上昇しない限り、以前の率に達することはできません。国内市場では外国商品は、援助金支払の間は大きな支払債務があったわけですから、通例ほど潤沢に供給されえなかったのですが、いまやそれらの価格は下落して需要が増大し、その時から

直ちにそれと交換にわが国の商品が受取られるにつれて、わが国の財貨の輸出は外国財貨の輸入とバランスし、手形の売手が買手を超えもしなければ、買手に不足することもないでしょう。以上が、私の草稿に施したい修正の内容です。」(VI, 75-6)

このようにリカードウは、援助金支払のための貨幣流出という、彼の「原理」と最も両立し難いケースも、その例外をなすものではない、と説得するのに懸命である。

翌12年早々(1月1日付)の返信を、マルサスは、目下滞在中のサリー(Surrey)から発信し、返事の遅れを釈明する一方、東インド大学の学生「騒動」⁶³⁾に関してクリスマス休暇期限の「一週間前」に教授達が東インド会社の理事達と会う必要が生じたため、サリーからロンドンに回り、リカードウ邸を夫妻で訪れて後大学に戻る余裕がないのではないかと知らせ、「初春にはその償いをする事ができるでしょう」と記す。さらに、「できれば14日[火]頃」、午前中にシャープ⁶⁴⁾邸または証券取引所近くの喫茶店で会えるように努め、その際、例の「草稿」を持参する、とつけ加える(VI, pp.76-7)。

本題に入ってマルサスは、リカードウの「草稿」の「はじめの部分」には大賛成だが、先便での説明にも拘らず、「為替には回復する強い傾向がある」という見解に変わりはなく、「われわれが考慮中のケース」では確かにわが国の財貨は海外市場で下落するが、通例輸入される舶来品の価格は変わらず、このため、「3パーセントの不利な貿易差額」のもとにこれに支払う「支払手段」に窮している時に、外国手形需要が大いに軟化すると考えられるから[?], ポンド為替は必ず「回復」する、という(VI, p.77)。しかし、これだけでは理解し難い。強いて臆測すれば、英国に不利な交易条件のもとで輸出ドライブがかかる一方、輸入品の国内価格が上昇する結果輸入が減少し、その「支払手段」としての(外貨建)為替需要がむしろ減少に転じてポンドの相場が回復に転じる、ということではあるまいか。かりにそうであれば、その蓋然性は否定できない(もともと2月23日付の手紙でマルサスは、サリーからの手紙で「僅かな誤りを犯した」と認めており[VI, p.83], 多分、この部分を指すと思われる。この限りではうえの「臆測」は無用だが、やはり「為替回復の傾向がある」(Ibid.)とつけ加えるから、まったく無用ともいえない

だろう)。

さらに「通貨の過剰の結果と援助金供与または不足する穀物の大量購入との間の近似」も認めない。前者には「すぐさま諸商品が輸入されて地金が輸出される強い傾向」があるのに対して、後者では「諸商品がすぐさま輸出される強い傾向」がある。最初は「何ほどかの近似」があったとしても、「詳しく見れば」、前者の場合、「全商品価格が影響を受けて国内で高価となり、海外で比較的安価になる」が、後者の場合、「特定商品の価格が影響されるだけ」であって、ここに「きわめて重要な相違」がある (VI, pp.77-8)。

最後に地金が「通貨水準の回復」のために流出するだけならば、勿論、国内通貨の圧縮も同じ効果をもつが、援助金が大額で為替相場が金輸出点に下落した後もなお未払分が残っている場合、「地金を送る代わりに通貨を圧縮」すれば、それは、「残りの負債を支払うために、自然には輸出されないはずの諸商品を強いて出てゆかせることにならないだろうか」、と反問する (VI, p. 78)。

マルサスが提案したシャープ邸の朝食会は、実現したようだ (Cf. VI, p.81, n.2)。2月23日(日)付のマルサスの手紙には、まず、「今度の金曜日」[2月28日]の訪問がマイル・エンドからシティ内(グロヴナー・スクエア, アッパー・ブルック街56番地)への転居等で不都合だったら、遠慮なくそう言ってほしい、「四月か五月までに到着かれ」てから、ということに、と記される。

本題に入り、「シャープ氏邸で読まれた非常に立派な論文をもう一度拝見したい」し、他の分 [マルサスが、その折、リカードウに返した例の「論評」] も再読したいと述べ、「この問題についてのご高見をかなり掘んだ」と思うが、しかし、「最も十分に塾考した後になお、完全には賛成できかねます」という。そうして、見解の相違の根源がリカードウの「方法」にあることを示唆する。「本当にそう思われますが、単純化の願望は最も科学的な人に道を踏みはずさせますが、それは、貴方をも二つの原因に帰するのが正当な現象を一つの原因に帰し、(少なくとも私には)明らかに貴方の学説に反する事実には十分なウエイトを置かないように仕向けています。」次いでマルサスによる二人の論争につき、一種の総括が示される。「心底を打ち明けますと、やはり私の見解では、これらの事実は貴方の原理に基づいてすべてが十分には説明で

きません。そうして私は、為替の表を見渡すと、最初の書評で述べたこと、つまり『通貨の過剰は確かに為替に影響するが、通貨の問題と関連しない商業ないし政治〔的〕取引に比べると緩慢である。しかし他方、二つの原因中の前者は、安定した・概して変わらないペースで進み……』ということが真実だと、ますます確信せずにはいられません。」(VI, p.82)

さらに、援助金中の地金支払率(前述のように、リカードウは1/51と仮定)は経験によってのみ確定できる問題だが、リカードウのように大部分が諸商品で支払われるというより、むしろ「以前には送りだされる諸商品を流通させるのに使われたのより多くの地金が出て行く」。この点は、援助金が議決された場合、イングランド銀行の示す周知の狼狽から、経験上、明らかだ、と(VI, pp.82-3)。

リカードウ側から、事実上、両者の論争を締めくくる書簡は、1813年2月25日付のものだろう。その間にリカードウのマルサス宛書簡だけが数通残されているが、内容上、注目すべき論点は含まれない。もっとも、その間に何度かロンドンかマルサス家で会った形跡はあるが(Cf. VI, pp.84-8)。この書簡は、事実上、うへの一年前のマルサスの書信(とその後の討論?)に、おおよそ対応するように思われる。

「貴方はわれわれの間の現在の相違点を明瞭に述べられました。——以前はこれほどお互いに十分に理解しあえなかったと存じます。為替に作用する幾つかの原因があり、それらの作用は、その性質上、一時的な期間だけです。——他にもっと永続的な性格の原因があります。他国の商品に対する一国の好みの変化——や援助金の移転[——]が為替に一定の影響を及ぼすことにお互いに同意する場合、われわれの間の唯一の問題は、その作用期間についてだけです。それらがかなり長い間作用するし、地金に頼るのは最後の頼みの綱としてだけだ、というのが私の意見です」(VI, p.89)。

この後もリカードウのマルサス宛書簡が数通『全集』に収められていて、論争が断続的に続いていることが分かる。しかし、新たな進展はまったく見られない。これに反して、約半年の中断の後、なお「地金論争」を引きずりながらも、新たな係争点が、1813年8月に突如浮上する。私がかつて「貿易・利潤率論争」と呼んだものだが⁶⁵⁾、これは、むしろ次期の利潤率規定論争の端緒

をなすものとして、次章で考察する方が適切だろう。ここでは最後に、『報告』の議会での取扱等に触れながら、それらに関連するリカードウの「評註」等を補足的に考察するにとどめよう。

48) ホーナーの手紙によると、この「書評」を彼自身執筆する当初の予定が放棄され、リカードウに打診したが断られ、マルサスにお鉢が回った。「リカードウは『評論』に執筆するという考えに大いに恐れをなしたため、それに成功しませんでした。彼は別のパンフレット『ボザンケット氏への回答』を公刊するつもりです。マルサスは、今週、論文を書きあげる (scramble up) 望みを与えてくれましたし、私はこの問題を彼の手任せ、彼が議論に加わることを切望します。なぜなら、彼は学説の基本について私に賛成しているからですし、またわれわれの間には二、三の相違がある、というよりむしろ、理論の二、三の部分で解決法が異なるからでもあります。」(Horner to Jeffery, 3 Dec., 1810, in III, p.10.)

49) 『エデヴィンバラ評論』誌の他の書評と同様に、これも匿名で書評対象の著者・書名等が記される（この場合、並記される）だけで、標題はない。ただ当該ページの枕に「通貨減価論」(Depreciation of Paper Currency) と記されているので、これを標題に準用する慣例に従う。

対象は、リカードウの2パンフレット以外は、下記の4文献。『地金高価論』はマッシュットに続いて2番目、『回答』は最後。

An Inquiry into the Effects on the National Currency and Rates of Exchange by the Bank Restriction Bill, by Robert Muchet [2nd Ed., 1810]

Observations on the Principles which regulate the Course of Exchange, and on the present State of the Currency, by William Blake [1810]

The Question concerning the Depreciation of our Currency stated and examined, by William Huskisson, M.P. [1810]

Practical Observations on the Report of Bullion-Committee, by Charles Bosanquet [1810]

50) Cf. Hayek, *Price and Production*, 1931, 2nd Ed., pp.21 and 23.

51) マルサスのブレイク『為替相場論』評価の大要は、次の通り。

「リカードウ氏のパンフレットに続いて、為替相場を規制する原理に関して、ブレイク氏のすぐれた・独創的考察が現れた。……ブレイク氏は彼の書物の序説でこう言う。『算定為替相場 (computed exchange) は相互にまったく異なる二つの原因によって変動する。第一の原因は、市場での為替手形の多寡から生じるものであって、いわゆる実質為替 (real exchange) の基礎をなす。これは一国が履行しなければならない支払額と必ず受け取る額との比較に依存し、通貨の状態とはまったく関係がない。第二の

原因は、通貨の価値変動から生じ、いわゆる名目為替 (*nominal exchange*) の基礎をなす。これは、その国の [他国との] 債権・債務の状態とまったく関係がない。』……

ブレイク氏は、その主題の第一の部分 [実質為替] を論じる際、リカードウ氏の誤りを完全に免れ、実質為替 [変動] の原因を各国民の欲求と必要の変動に求めた。つまり、各国それぞれの通貨が完全無欠に等価の状態にあるとしても、この欲求と必要の変動が、各国をその取引諸国に対して、おのずからある時には債務国に、またある時には債権国にする、と。……」 (Malthus, *op. cit.*, p.28. Also cf. Blake, *Observations on the Principles which regulate the course of Exchange*, 1810, p.7.)

ただし、すぐ続けて、ブレイクの見解の一部に批判を加えるが、それは明らかにマルサスが地金主義者であることを示す。つまり、通貨総量の相対的過不足は、紙券により置換されて地金に転換される鑄貨が存在する限り、または地金が鑄貨に転換される限りは、実質為替にも影響し、したがって地金の輸出入をもたらす、と (Cf. Malthus, *op. cit.*, pp.28-31)。

52) ブレイクに続くハスキッソンの『通貨問題』の論評で注目すべき点は、マルサスの貨幣把握が明示されていることにある。すなわち、ハスキッソンは、貨幣を「内在価値」をもつ「共通の普遍的等価」 (*common and universal equivalent*) と捉え、「共通の尺度という貨幣の性質が必ずしもこのような価値を意味しないのは、一フートの物差しをもてば何でも測れるようにする能力だけを意味するのと同様だ」 (Huskisson, *op. cit.*, 3rd Ed., p.15) というが、これに対してマルサスは、「交換価値を測定する商品自体が交換価値をもたなければならないことことは、絶対に必要」であって、長さを測る一フートの物差し自体が、長さをもたなければならないことと同様だ」と論じ、貴金属のこの尺度機能が「最も重要な機能の一つ」であり、「紙券または内在価値をほとんどまたはまったくもたないものが、この重要な機能を時折奪うように見える場合は、もっぱらそれが貴金属の内在価値と恒常的な関係をもっているためだ」と論評する。

続けて、ハスキッソンが最も顕著な貴金属の特性として「普遍的等価」とすることに「大きな異論はない」が、それが「交換手段または商業の用具」という用語以上に役立つかどうか疑わしい。というのは、「まさにそれらが社会の共通の同意を得て、まさしく一般的交換手段として採用されたからこそ、普遍的等価として受領されるから」と。

またハスキッソンは「紙券通貨は、その額だけの流通信用」 (*so much circulating credit*) という。「買う者も売る者も、誰もが売買される物と等価の純金量を授受する」が、紙券の場合、「所与の金銀量支払を約定する限りで価値があるものが授受」されるから、紙券は普遍的等価としての貨幣の「代理」という (*Ibid.*, p.16)。

マルサスはこれにも異を唱え、彼の紙券通貨規定は、フランス革命前のアムステルダム銀行に妥当するが、英国の銀行制度はこれと異なり、その利点は主として金紙代

替から生じるので、「一旦、この代替が行われると、紙券総額を貴金属で実現するに足るだけの鑄貨は、この国にほとんど存在しなかったし、これからも存在しないだろう。わが国の通貨が健全な状態にあれば、確かに銀行券は所持者の選択次第で鑄貨と交換できるし、常にそうであるべきだが、経験上、通常時にはすべて、所持者のこの選択は通貨総額に比べて鑄造貨幣中のごく僅かの部分で充たされることが分かっている。経験上分かっていることだが、銀行券が価値があると考えられているのは、所与の量の貴金属が得られるという理由からだけではない。概して所持者は、銀行券が券面記載の貴金属量に等しい価値の諸商品量を常に入手すること、安全・確実、と思えば満足する。事実上これが、百中九十九まで所持者が実際に望むことであり、流通銀行券全体に関して、わが国が契約履行手段をもつことだけだ。

所持者の欲求がほとんど貴金属実体よりもむしろその価値に向けられる理由は、その商品が何であれ、それを特有に際立たせる性質、つまり、一旦社会の共通の同意により一般的交換手段となったことに依る。」万人がその取引人になる。それが求められるのは、貴金属の「本来の用途 [効用]」(intrinsic uses) のためではなく、それで他商品を得るためだ。穀物商が穀物を求めるのは、人類を養うというその「本来の用途」のためではなく、引換に生活必需品・便宜品・娯楽品等を入手するためなのと同様だ。確定量の穀物を渡すと約束する穀物切符でも、何らかの方法で現物の市場価格の変動下に常にある価値の水準を保てれば、現在と同様に有利に営業できるだろうが、いかなる方法をもってしてもこれは不可能だ。穀物取引人はごく少数で、大多数は売るためでなく、食べるために穀物を求めるのだから。「ところが銀行券を発行する銀行に、破産した場合信用を完全に失うという罰則のもとに、所持者の選択次第で銀行券を正貨で支払う約束を履行させるというごく簡単な方法により、十分に銀行券・貴金属間の価値をある水準に均等化する、ということが分かっている。これはまさに、貴金属については流通手段という性格上、万人が取引者であり、それを「貴金属そのものとして」用いるのではなく、それを売ることを求めるからだ。」

「以上がこれまで十分に注目されなかったこの問題に関する見解である。もっともそれが、通例の銀行制度において大量の紙券通貨か貴金属に代替しうる、唯一の満足すべき説明を与えられると思われるが。実際、われわれの信じるところでは、われわれが交換手段の取引者であってその消費者ではないという事情が、紙券通貨の全制度の基礎にほかならず、その大きな利点は高価な商業用具を安価なもので代替するところにある。

注意を要するのは、このような事情が、請求される時には常に、自行銀行券を正貨で支払う義務の必要を、すべての銀行家にいささかも疑問視させるものではない、ということだ。というのは、銀行券量を制御して、それを鑄貨と同じ価値に斉一的にかつ確実に維持する可能な方法は、ほかにないからだ。……」(Malthus, *op. cit.*, pp.32-5.)

叙上から明らかなように、マルサスは、貨幣商品（貴金属）を通例の商品と同様に需給法則に従うものの、それらとは異なる、すぐれて交換手段という機能上の特性をもち、銀行券をその代替物と捉えているのである。

なお、ボザンケットの『地金報告の実際的考察』とこれに対するリカードウの『回答』についての「書評」に関しては、特筆すべき論点は見出せない。

- 53) Cf. Hume, *op. cit.*, pp.37-9. 前掲邦訳, 53-5ページ, 参照。なお, これについてのマルサスの言及については, *cf. op. cit.*, p.49.
- 54) さしあたり, マルサスの『原理』における「販路法則」批判の第1論点を想起されたい (Cf. Malthus, *Principles*, 1st Ed., p.355)。
- 55) 論旨に関わらないが, リカードウの計算は僅かに不正確。金の平均市場価格が4ポンド10シリングならば, 鑄造価格を約17パーセントではなく, 正しくは16パーセントを超えている。17パーセントなら通貨減価率は $0.145 \div 0.15$ (通貨減価率を x とすると, $1 / (1 - x) = 1.17$ から)。実際の超過率は16パーセントだから減価率は約14パーセント。
- 56) アムステルダム, ハンブルグの「預金の銀行」(bank of deposit), 特に前者については, さしあたり *cf. WN.*, pp.479-88. 邦訳(二), 345-62ページ, 参照。Further, *cf. J. Steuart, Principles of Political Oeconomy* (1776), Vol. II., Book IV., Chaps. 35-9; *Ibid.*, in *The Works*, Vol. III., pp.390-414. 小林監訳・竹本他訳『経済の原理』, 下, 385-401ページ参照。
- 57) 書簡前に, 両者は会ったことがない。最初のリカードウ宛マルサス書簡 (1811年6月16日付) の冒頭に「勝手に自己紹介させていただく……」, と記されていることから明らか (VI, p.21)。

マルサスは「われわれは, 問題についておおよそ (*mainly*) 同じ見方に立っていますので, 見解の異なる点に関して印刷物で長々と論争する必要を避け, 代わりに私的な友好的討論による」ことを提案する (*Ibid.*)。

これを受取る前のマルサス宛リカードウ書簡の草稿 (同月17日) がある。それによると, リカードウも「われわれは [交易] 諸国における貨幣価値を規制する原理についてほぼ (*so nearly*) 一致していますから, 私的な友好的討論によって, われわれがまさに同じ見解に立つのを妨げている一, 二の異論を除くように努めることを望みます」(VI, p.24, n.1), と記していた。

- 58) この勧誘に(1)リカードウは土曜日に伺うと答え (18日付返信), (2)マルサスは姉妹の到着が予想より早まったため, 21日(金)にロンドンに行くが, 「土曜の五時までには戻る」(20日付)旨, リカードウに急報し, 「何かが起きてお出でになれなくなったら」, ベッドフォード喫茶店 (Bedford Coffee House, Southhampton Row Russel Square) に急報を, とロンドンの連絡先も知らせた (VI, p.28)。(3)ロンドンまでお出でなら, いっそ, わが家 (マイル・エンドの) で食事を共にして, という招きを上記喫茶店宛に,

リカードウは送ったに違いない。マルサスのこれに対する同喫茶店からの返書（21日付）に、「明朝喜んで朝食を共に」と答えているから（VI, p.29）。(4)こうして両者は22日朝はじめてリカードウ邸で会い、議論を交わした。この点は、23日付のマルサス宛手紙に「貴方が昨日言及された問題を十分に考慮して後」、とリカードウが記していることから確認される（*Ibid.*）。

59) この「草稿」に基づく「ジャマイカ為替の説明」は、『エディンバラ評論』8月号のマルサスの第二論文「地金の高価格」で利用された（*Cf. Malthus, op. cit., p.65, VI, p.31, n.5 and p.33 [Malthus to Ricardo, 14 July, 1811]*）。

60) 本章は「外国市場で売れるようにするため、製造品価格を引下げる方法について」論じる。マルサスが参照を求めた理由が判然としない。強いて臆測すれば、輸出可能な商品価格が通貨の「相対的過不足」以外の原因によっても左右されることを、リカードウに示唆しようとしたのかもしれない。

61) 「……しかしイングランド銀行理事達は、現在の事態ではヘラクレスの徒労に等しいが、現金支払への復帰に備えて十分な金量の収集を考慮しているようだから、政府は彼らにリカードウ氏の貴重な示唆を採用して、二年の期限が切れた時、20ポンドを超える同行券だけにギニー貨、標準金の延べ棒または同じ価値の外国の金を同行の選択で支払わせるよう、その限りで彼らの意のに任せることだ。この案（もっと詳しい説明は、リカードウ氏の最初のパンフレットの第4版の付録、参照）は、まず、少額支払の流通水路をギニー貨で充たすのに要するような金量の用意を不要とし、次いでそれが続く間、現金支払再開に際して、少額の保蔵の結果、または差し迫ったギニー貨の請求あるいは地方銀行の破綻から同行が曝されかねないもろもろの危険から同行を保護するだろう。本案で備える必要があるのは、……不利な支払差額に対してそれを完全に保障するだけの地金量だけだろう。……」

このような案が認められる期間がどれほどであるべきか、あるいはそれを永続化した方が有利か、これは、勿論、将来考慮すべき問題だろう。その大きな目的は、紙券通貨の地金価値を貴金属のきわめて小さな費用で堅実に維持することだ。そうしてそれは、この目的にうまく応えるように思われる。」（*Malthus, op. cit., pp.81-2.*）

62) ミルは9月22日に原稿執筆の経緯を述べた手紙とともに原稿をリカードウに送り、彼の「意見」（*remark*）を求めた。それによると原稿は、主としてベンサムの見解をミルが要約したものだったようだ（VI, pp.49-50）。

9月26日付の手紙でリカードウは、「重要なことでは異論はない」が、論敵の考えを容認する範囲につき「二、三の些細な論点」（信用に基づく契約の拡大・縮小による価格への影響や、不換イングランド銀行券が流通必要水準を下回り、政府が租税支払にそれを受取る場合、それらは平静時に金貨と等価で（*at par*）流通しないかどうか）がある。政府がそれらを租税支払に受取る限り、その量が過剰でない限り、リカードウは、どの国でも「減価した試しががない」と「信じる気になっている」。

さらに、価値という言葉の定義がないこと、穀物輸入停止の限度は当該国の金銀価値が他国の価値を超えて上昇することにある、という叙述に異論を唱え、「ここで述べられた事情では金銀の輸出は妨げられるが、穀物輸入の限度はないでしょう、——英国には穀物より安価な一千もの物がありましょう」、という。関連して、需要はたんなる所有願望ではなく、「購買力を伴う所有願望」だと指摘する。その他の一、二の点についても、会った時議論しよう、と答える (VI, pp.53-6)。

これに対するミルの返信 (10月15日付) については、cf. VI, pp.57-9. ここでミルは、誰か他の人 (例えば、マルサス) に匿名原稿として読んで貰ってもよい、とつけ加えた。これを受けて、リカードウは、預かり中の原稿を「私の一友人」のものとしてマルサスに送ったことになる。

- 63) この「騒動」は、1811年のガイ・フォークス (Guy Fawkes or Faux, 1570-1606) 記念日 (11月5日) に起きた。当日は、一般に、学校・銀行等は休業。東インド大学ではピストルを発砲して祝う「慣行」だったようだ (VI, p.77, n.2)。それが度を超えたのだろう。ちなみにフォークスは、議会の地下室に火薬をしかけ、開院に臨む国王 (ジェームズ一世) ともども爆死させる計画 (火薬陰謀事件) の主犯だったが、密告により1605年11月5日に逮捕された。
- 64) シャープ (Richard Sharp, 1759-1835) は、帽子卸商と西インド貿易商を兼ね、ホイッグ界で著名。何度も庶民院議員になり、「地金委員会」の一員だった。後にリカードウが選出されるポーターリントン選挙区 (アイルランド) の直前の先任者でもあった (VI, pp.xxxvi-vii)。
- 65) 小著『リカードウ体系』(ミネルヴァ書房, 1975年), 第2章第1節, 参照。

[補 論] 『地金報告』評註 等

(1) 『地金報告』評註

(a) 『報告』評註(A)

「評註」は『報告』公刊 (1810年8月) 直後に認められ、(A), (B)および(C)の三部分からなるが、ここでは(A)の『報告』本文への「評註」と(C)の「証言」へのコメントを摘記して、リカードウ理論の理解に資する。

『報告』が重視した大陸商人・某氏は、英国に15~20パーセント不利な為替は、「元来は」、すべてがフランスのドイツ北部への侵攻によるが、それが回復しないのは、英国紙券が不換のせいだ、と証言したが (Cf. Cannan, *op. cit.*, p.20. 田中訳, 38ページ, 参照), リカードウは、当然、その大部分を「第一に、イングランド銀行紙券が過剰で現金に兌換できない、という事情に帰す

る。『報告』は、不換下の手形割引による発券がまず資本を増加させることを認め、次に通貨への追加をなすというが (Cf. *ibid.*, p.50. 同上訳, 79ページ, 参照), リカードウはこれに限定を付し, 「通貨総量がすでにその自然的限界に達している場合」には, 当初からこの前貸は「有用でない」と評する。

『報告』は、不換下にイングランド銀行の発券裁量には依拠すべき「法則」がないことをもって兌換再開の根拠とするが (Cf. *ibid.*, pp.51-3. 同上訳, 80-2ページ, 参照), リカードウは, 「人知と手腕によって」, 不換下でも金市場価格が製造価格を超えないように, 通貨を「適正な限度」に維持できる, という。彼の「地金案」が念頭であろう。

1793年恐慌の際の救済策に関する『報告』の言及 (Cf. *ibid.*, pp.59-60. 同上訳, 90-1ページ, 参照) に関しては, リカードウはイングランド銀行に対して遥かに辛辣だ。「その時期に同行が割引をもっと寛大に行っていたら, 後に国庫証券の発行で生じたのと同様の効果を, 一般的信用に生みだしたろう。明らかに同行は, 国庫証券は買うが, 商人の手形は割引かなかったのだ。つまり, むしろ, 同行は議会の保障がなければ商人に貨幣を貸出さなかったのだ。」(III, pp.347-8)

(b) 「『報告』評註(C)」

これは相当の分量 (III, pp.353-78) にのぼるので, 大陸商人・某氏, 数回に及ぶイングランド銀行総裁・ウイトモアと副総裁・ピアーズ, W.C. チェンバーズ, およびベアリング卿の「証言」に関するリカードウの注目すべきコメントに限定する。

大陸商人・某氏は通貨増減が為替を落騰させることを認めて後, それと無関係に「流通手段の削減」はすべての財貨価格を引下げるため, 輸出を増進する, と述べた。

「財貨価格低落からくる利点は, 為替の上昇からくる不利によってちょうど打消されると見れば, それは, いかにして諸商品輸出 [の増加] を引き起こせるのか」と評する。某氏は明らかに価格下落による輸出増進, 次いで為替改善と見て, その間の一時的利点を述べていると思われるが, リカードウの反問は, いかにも彼流に, 通貨削減後の均衡状態だけを考えている。

また同証人は, 流通銀行券増大・物価上昇の結果, 輸出は減少し, 為替は

不利になるのか、と問われて、彼我の貿易にともかくも競争がある限りはそうなる、と答えた。

リカードウは、この物価上昇は「外国人にとってはたんに名目的にすぎず、同じ原因から生じる為替の〔名目的〕下落により……打消されるだろう」と評し、実質的影響はないと考えている。

さらに、通貨増減の為替に及ぼす影響をもっと詳しくという要請に、証人は、流通手段の増加は外国人への前貸の増加を可能にし、ポンド為替が外国市場で増えて為替を低落させる。反対の場合は反対になり、極端に通貨が削減されると、為替が平価を超えて地金の流入をもたらす、と答える。

リカードウは、これは通貨減価がない場合にだけ生じ、「減価通貨の価値〔＝為替〕を平価に引上げる間は、外国貿易に及ぼす影響は純粹に名目的」にすぎず、さらに銀行券を削減して「通貨価値が平価を超え」る場合に地金の流入が生じる、と論評する。

英国通貨「減少」（またはその予想）のもとで、英国輸入商は注文や委託を削減して前貸を制限し、支払差額・為替を改善させるのではないかと問われて、証人は「完全に賛成」と答える。

リカードウによると、この場合「輸入は減少しないだろう。」というのは、借入資本で営業している人々は外国商品の「委託」を止めるが、内外で英国通貨価値が増大するので、自己資本で営業する人々は輸入を増やすことができ、この輸入の増減はちょうど等しいだろうから。このように彼は、ここでは問答双方を否定する。

通貨がほとんど紙券からなる場合、通貨増大は一般的物価上昇をもたらし、為替相場不変ならば、英国の輸出に不利とならないか、という質問に、証人は確かにそうだが、「実際にはけっして生じない想定」、と答える。この場合リカードウは、必ず為替相場が下がると考えているから、これは明らかに「私の原理を認めている」が、それ以前の証人の答と矛盾する、と評する。もっとも、証人はリカードウの「原理」を認めているわけではないから、これと証人の以前の答とが矛盾するとは限らない。

続いて、為替相場が支払差額によってだけ影響されるとすると、証人の与えた情報からすると、ヨーロッパ北部との為替は英国に有利だったのでは、

と質されて、それだけが為替に影響する唯一の原因なら、過去のある時、そうだったろう、と答える。

リカードウは、「為替は名目的には不利だが、それは恐らくわが国に有利なことがろうし、実質的には (really) 有利だ」という見解を対置する。

最後に、支払差額は銀行制限前も現在も英国に有利だが、前者では地金が流入し、現在は流入しないという相違について説明を求められ、証人は、その相違を金輸出に対する英国の法的制限 (英国鑄貨またはそれを融解した地金輸出の禁止) により、有利な貿易差額のもとでも、「異例の原因」から為替は下落する、という。

「流通手段が永続的に過剰でなかったら」、法的制限に原因を帰しえない。「為替は完全に、現在、紙券発行権を握っている人々の意のまま」だから、「同行に信頼が寄せられる限り、制限法が続いても、なお為替は平価からけっして乖離しない」、と主張する (III, pp.352-6)。これは少し分かりにくいだが、恐らく、通貨が過剰でなかったら、いかなる原因 (穀物不作による異例の輸入、援助金支払等) からも為替の金輸出点を超える下落はなく、問題の法はザル法だから、この下落の「原因」ではありえない。為替を平価に改善する方法はイングランド当局が握っているが、そうするのは同行の利益に反するから、彼らはそうしないだけだ、というほどの意味ではないかと思われるが、いかがであろうか。

以上からリカードウは、彼の「原理」を堅持し、実物的な比較静学的視点から論評していることが分かるだろう。

次にイングランド銀行総裁・ウィットモアおよび副総裁・ピアーズ「証言」について。ウィットモアは、地金高価格と不利な為替から同行への金請求が生じている時にも、国内信用維持のため、「異例の」民間割引需要に応じるか、また、現在も兌換制下にあるとして、上述の金請求があれば、金準備の減少に比例する同行券削減を行わないかという、事実上、中央銀行としてのイングランド銀行の対応を問う質問のいずれにも、答を保留する (なお、後述の彼の個人的見解とリカードウのコメント、参照)。現在の不利な為替状態は、兌換下に為替不利の時の紙券制限の慣行がなくなったためでは、という質問には、「われわれの紙券流通高が為替の状態とまったく無関係かどうか分

からない」と答え、またこの問題が同行理事会の議題になったことはない、という。ピアーズは、積極的に、ハンブルグ為替と同行券流通高とをさまざまの時期で比較すると、同行券流通高が「為替と関係がない」ことを示す、と反撃する。これに付された資料が地金委員会をたじろがせたことはすでに触れたが、リカードウは、「その期間に、同行券が増加している間に為替が改善されているとすれば、商業と支払も増加していない限り、このような結果が出てくるはずがない。流通手段が同じ価値を保つ限り、その追加が必要とされるのは、商業と収入の増加による。したがって、このような時に生じる紙券流通の増大は、紙券または外国為替の減価のいずれも伴わない。ピアーズ氏は、事実が彼の述べた通りであったとしても、『為替は通貨の過剰によって影響を受ける』という原理が誤りであることを証明してはいない」と反論する(III, pp.356-8)。『ボザンケット氏への回答』の一部は、ここにすでに確立していることが分かる。

兌換停止以来現在までに、手形割引がどれほど拡張されたか、という質問に、ウイトモアはまたも答を保留する(後に非公開資料として委員会に提出)。リカードウは、総裁がこの問題に考慮時間を求めるのは驚くに当たらないと皮肉り、「(信じるにたる情報によると)その間に割引は[241対688, 約2.8倍]を下回らぬ比率で増加している」([]内はブランク, III, p.358, n. 2により補充)と述べ、銀行券過剰化の確信を深めている。

再審問でウイトモアは、正貨だけからなる通貨量の増減によりその価値が影響されると仮定すると、銅、真鍮、毛織物等々の商品も同様ではないか、と問われ、彼は答を拒み、「事実の問題についての質問には何でも答える用意がある」という。

この不遜な答にリカードウも、「この答の後で委員会が、ウイトモアの見解に密かに賛成しないのは恥だろうか」と憤慨するが、「この問題に彼が答えたとすれば、肯定的に答えるしかない。つまり、彼は同行の発行が金の価格を騰落させうることを認めざるをえないだろう」と、彼を追いつめた質問を、むしろ評価する。

また、金の鑄造価格を超える市場価格の超過からギニー貨が同行から流出するならば、割引削減により紙券価値を引上げて両金価格を一致させ、ギニー

貨需要を止めることにならないかと質され、彼の答は「銀行券価格引上」には及ばない、もし銀行券価値を引上げてそれで割引けば、この増加した価値で評価して「高利の罰則」を課することになる、と答える。

リカードウは「価値と価格を混同」していると評し、現在の通貨・100ポンドの価値が「ギニー金貨量を追加することによって」（＝ギニー貨代表量が増えて）大いに引上げられ、「現在購買できる倍量の商品を支配」するほどになり、この100ポンドを5パーセントで貸出した場合、「銀行券の価値増加がどのようにして高利の罰金を課す」ことになるのか、と反問する（III, pp. 359-60）。

ここでウィットモアが減価銀行券で貸出した既債権の増価銀行券による返済を、他方、リカードウが増価銀行券の新規貸出を、それぞれ、念頭に置いていることは明らかだ。既債権が増価銀行券で返済され尽くすまでの経過期間は、リカードウの反問には含まれない。ここにも、いわば比較静的な彼の思考パターンを紛れもなく見ることができる。

3回目の審問でウィットモアは、初回の審問で答を保留した問題（政府貸上は普通で、民間割引需要が異例に大きい、他方、金高価格と為替不利のためギニー貨需要に直面している時、国内信用を支えるため、民間需要に応える義務があるのでは？）を再度尋ねられ、彼の個人的見解として、「1796年と1797年に、実際相当の割引削減を行った経験に鑑み、同行は割引を増やしなければ減らしもしないだろう」、と答える。これに対するリカードウのコメントは、まことに興味深い。

「二、三の聡明な人達の論じたところによると⁶⁶⁾、同行への正貨取付があった1797年に、同行理事達は社会的 (public) 信用を支え、割引の削減よりもむしろ増大によって、ギニー貨需要を止めた。私の見解では、1797年の同行取付は政治的驚愕 [フランス・フリゲート船からの上陸] と人々のギニー貨保蔵願望から生じた。私自身、このために多くの人々が実際に銀行券をギニー貨と交換するのを目撃した。——したがって、同行がそれに頼らざるをえなかった支払停止を阻めなかった公算が高い (probable)。しかし、同行への正貨需要が同行資産の堅実性を恐れるか、または政治的驚愕から生じる場合と、地金の高価格と低い為替相場から生じる場合とは、処理がまったく異ならな

ければならない。後者の場合、金鑄貨が法定量目不足でない (not debased) 限り、それは紙券の過剰発行だけから生じ、その過剰分の返済請求 (calling) によってしか阻止できない。1797年には、ハンブルグ為替は38グロートで金地金は3ポンド17シリング6ペンスだった。——1810年には、当該為替は29グロートで金地金は4ポンド13シリングだ——」(III, pp.364-5)。イングランド流通銀行券は年間15億超の支払決済に用いられるが、それに用いられるのはその一部に過ぎない、という問答に対して、リカードウは、こう評する。例えば500万がその決済に利用されるとすると、それは日々の決済を辛うじて賄うだけだから、通例2か月満期の手形が割引かれるので、その間に3億(15億/6=2.5億)の手形が割引かれることになり、すべて優良手形を割引けば発券追加にならない、というイングランド銀行の主張は成立しないのではないかと (III, 365-6)。

しかし、これは必ずしも当たらない。その間に、同様に日々、既割引手形の満期到来につれて同行に還流する部分が考慮されていないから。勿論、これは過剰化しない保障にはなりえないが。

最後に、同行金準備高と同行券流通高が比例する必要があるとすると、為替不利の現状で制限法の継続を要するか、と問われて、外国金の高価格は制限法の継続を必要にするが、制限法以前には低為替はさほどのギニー貨流出を引起こさなかった、と答える。ピアーズも、為替が現状のように不利な間は制限法の継続が必要、と答えた。なぜなら、現状で制限法を撤廃 (兌換再開) すれば、ギニー貨の地金への転換で10~15ないし20パーセントもの利潤が得られるため、流通に一枚でも銀行券が残る限りは、同行の金準備は枯渇するから、前貸を削減せざるをえず、この削減は「難況」(distress) をもたらず、と答えた。

これらに対してリカードウは、こう応じる。制限法前に為替が相当の期間不利だったことはない、さもないければ、同行のギニー貨は枯渇したはずだと。ピアーズの答については、制限法を撤廃すれば、不利な為替のもとで同行が貸出削減の必要に迫られる、というのは「正しい」が、制限法撤廃後に「1797年のそれに似た難況」が続く、というのは「間違い」、と (III, pp.366-7)。貨幣価値の変化は、経済に名目的な変化しかもたらさない、と彼は確信してい

るからだ。

W.C. チェンバーズの「証言」に対するリカードウの「評註」も注目に値する。彼は「強制されていないが、通貨の過剰につき、どういうご意見か」と問われ、「そのような事態がありうるとは考えない」と答える。そこで、重ねて「強制紙券通貨」とは何かと質されて、「私の意思に反して、その価値よりもっと大きな価値として受取らざるをえない紙券であって、人々が進んで受取る限り、それは強制されてはいない。しかも人々は、過低評価されている (underdepreciated) 間も、自然にそうするだろう」と答えた。

「これが、このような実際家達の誤りの源泉のようだ。彼らによると、誰も自分の意思に反して仕方なくそれを受取ることがない場合は、紙券通貨は過剰なはずがない。彼らの見解は、ある所与量の通貨がある所与量の商業と支払に、しかもその量だけが用いられる、というものに違いない。——その価値を減ずることによって、同じ [量の] 商業に追加の紙券量が用いられることを顧みずに。……不断にその価値を減じることにより、同じ状態の商業が吸収できない貨幣量は存在しない。国家が紙券流通を強制するかどうか、または公衆によって要求される時にだけ優良手形の割引で一会社によりそれが発行されるかどうかは、ほとんど重要でなく、過剰発行の結果は同じだろう。……」(III, pp.362-3)

ある通貨価値を基準にして商業が必要とする以上の不換通貨が流入すると、(流通に金貨が残存する限りは通貨「減価」は生じないが、) 専一的不換紙券流通のもとでは、その過剰が通貨を「減価」させて、いまや必要量として流通に「吸収」される。彼の通貨論の通奏音ともいべき主張にほかならない。

委員会におけるベアリング卿との問答も、リカードウの注目と論評の的となる。次の二つのやりとりはきわめて重要だろう。第1点は、現在の通貨流通高を制限法前と比較する場合、小額面銀行券発行高を控除するか否かにあり、ベアリングは、それらも制限法前の流通高に追加されたものであり、発行方法にも変わりはないから控除すべきではなく、等額の正貨を発行しなければ、それらを除去できないので、それらが適正な比率を超えることから、困難をむしろ増加させはしないか、と答えた。

リカードウによると、この答は「公正でな」く、小額面券は少額支払に必

要不可欠だから、「等額の正貨発行以外にそれらを除去できないことは確か」だが、「問題は、現在の発行額と1797年の額との比較により、過剰発行か否かを判断する際、小額面券が考慮されるべきか否かにある。とって代わった小額面券が除かれたギニー貨の額を超えていなければ、明らかにそれらは計算に入れるべきではない。」(III, pp.371-2)

理論的にも実際的にも、リカードウの考えが正しいだろう。

第2の問答は、イングランド銀行の主張する「真正手形」説に関わる。彼によると、同行への「信頼」は万全で、同行券が英国の利害の基礎をなし、商工業・金融・農業改善を産み出す「種子」だが、このような力が「安全に」保たれるのは、「同行券を正貨で支払う義務がある限り」においてだ。「なぜなら、その事情だけが、適度で安全な限界を超えて流通を増大しようとするどんな意向(それがもたれるとして)にも、完全に対抗するものだから……。」「同行は公衆の需要により発券を制限すべきだ」という見解は、「極度に危険」だ。「なぜなら、私の経験からして、投機需要は資金の不足によってしか制限できないからだ。」そこで彼の考えでは、「制限法が撤廃されたら、同行は現在の発券高の四分の三を超えて発行を拡大しようとしないうらう。」

リカードウは我が意を得て、実際家のベアリングがイングランド銀行理事達の「真正手形」説に「明確に」反対している、と特筆する。

これらのほかにもなお多くの「評註」があるが、以上にとどめよう。

(2) ホーナー決議案

『報告』は、1810年6月8日(議会閉会前日)に庶民院に提出され、同日、同院により印刷を命ぜられた(8月12日:フォリオ版。なお、需要に応じて、9月23日:オクターヴォ版, 12月13日:同新版刊行)。提出数日後の11日付の『モーニング・クロニクル』紙は、『報告』が兌換再開を勧告している、と報じた⁶⁷⁾。『報告』公刊と同時に、その要旨が全新聞で伝えられた(III, p.8)。これとともに論争が燃えあがったことはすでに触れた。理由は必ずしも判然としないが、ホーナーは『報告』の勧告を実現すべき提案を急がなかった(院内少数派として、世論の支持を期待したのだろうか?)。当初彼は、制限法廃止案を提出するつもりだったが、先輩議員の忠告に従い、議会の意向を知る

「決議案」を提出することにした。しかしそれも急がず、漸く翌11年4月5日、4月29日に全院委員会（庶民院議員全員からなる委員会）に「決議案」を提出する動議を提出し、可決された。4月22日に、29日に提案予定のいわゆる「ホーナー決議案」16項⁶⁸⁾を提出した。これに関わる全院委員会は、4月26日に提案されたヴァンシタート（Nicholas Vansittart）の対抗決議案との関連から延期され、5月6～9日の四日間にわたって開かれた⁶⁹⁾。その第1～第7項は英国貨幣の法的規定と合法的支払（法貨規定、銀貨鑄造地金の純度および鑄造価格、金貨鑄造地金の純度および鑄造価格、金銀の法定比価、25ポンド超の銀貨による支払は秤量により、1オンス：5シリング2ペンスとしてのみ法貨であること、ギニー金貨の最軽量目規定、ならびに上記の規定を充たす金・銀貨の支払のみが合法）を列挙したもので、後半の第8～第16項が「決議案」の実質的内容をなす。

まず、(8)イングランド銀行券は、券面記載の英国ポンドの金貨を請求次第支払う約束手形、つまり兌換銀行券と規定される。次いで(9)議会による「制限法」制定の「意図」は、同行券「価値」を変えることにはなかった、とされる。(10)しかし現実には、英国の貨幣標準に比して、同行券は長らく「減価」状態にあり、(11)同行券と地方銀行券の「減価」はそれらの「過剰」によるものであり、この過剰は制限法前には存在した同行券に対する「抑制」の欠如から生じた、という現状把握とその原因が示される。(12)外国為替相場がかなりの期間、異例に英国に不利だったが、(13)これには貿易の逆調や巨大な海外軍事費が多少「関与」しているが、為替の異例の下落は、わが国通貨の「減価」に依るところが大きい。以上から、(14)当面、「制限法」継続中は、イングランド銀行当局は、発行高調整のため、「外国為替の状態ならびに地金の価格に注意する義務」がある。(15)通貨過剰に備え、その「価値」を維持する「唯一の確実な保障は、すべての紙券通貨の兌換を再開することにある。(16)そのためには、現行「制限法」における兌換制への復帰時期の規定、すなわち、「決定的平和条約批准後六か月」を、「現在から二年後」に改訂するのが「便宜」である⁷⁰⁾。

本「決議案」は5月9日に採決され、最初の15の決議案は150対75で否決され、最後の第16決議案は181対47で否決された⁷¹⁾。

(3) 「ヴァンシタート案・考」

ホーナーの「決議案」に対抗するヴァンシタート「決議案」は、「貨幣・地金および為替に関する提案」(Propositions on Money, Bullion and Exchanges)と題して4月26日に印刷に付され、5月3日に改訂版が出され、5月14-15日に、これと僅かに異なる第3版が出された(III, p.413, incl. n.4)。リカードウの「ヴァンシタート案・考」は、彼の利用底本から「4月26日～5月3日の間」に書かれた、と推定されている(III, p.414, incl. n.1)。

それは17項の「決議案」中の最初の第3～第10項に対して付されたコメントからなる。

第1は、英国の「合法貨幣」制定・統御権は常に国王の大権に属するという(いわゆる貨幣高権)を述べ、第2は、イングランド銀行券は、英国の「合法鑄貨」で券面記載額の貨幣を支払う債務を表し、制限法以前は常にそうであった、という。以上については、リカードウは何も述べない。第3は、同行券が「これまで王国合法鑄貨と等価を保ったし、現在もそう」だ、とするのに対して、リカードウは、当然、「『現在も……』というのは不当」だ、と抗議する。彼によると、現在、鑄貨は6、7パーセントのプレミアム付きで買われており、「ひとかどのすべての人が、法をはばかって、いかがわしくて非合法的取引に従事するのを思いとどま」るため、鑄貨が「公然と」紙券減価率相当に、15～18パーセント上回るのを妨げられているだけだ(III, pp. 415-6)。

以下、第6～第10は、為替相場、金価格等についての本「案」の事実誤認等を逐一訂正するが、特に立ち入るに及ばないだろう。これらを総括して第15において、以上に列挙された事実や事情が、通貨価値の変化と無関係に、「外国為替の不利な状態や地金の価格騰貴を説明するのに十分」とされるが、英国の「政治上ならびに商業上の諸関係」が「制限法」の撤廃を「公衆の利益と一致させる」ようになれば、「いつでも」撤廃されるべきであるが(第16)、当面のそれらの諸関係のもとでは、すでに決められている「決定的な平和条約締結後六か月」という時期以前に制限法を廃止するのは、「きわめて不適切かつ危険」と提案する(第17)⁷²⁾。

この決議案は、全員委員会で5月13日に討議され、82対42で通過し、翌14

日に本会議で最初の二つの決議案が異論なく可決され、15日に第3決議案が66対22で可決され、残りの決議案は、反対なしに可決された⁷³⁾。

こうして「論争」はひとまず政治的決着をみたが、戦争の最終的終結を機に、兌換再開をめぐる再燃するが、戦後不況（次章、参照）と重なり、再開は大幅に遅延することになる。

66) ソートンおよびボイドを指す (Cf. III, p.364, n.2)。なお、関連するソートンの「証言」については、cf. Thornton, *op. cit.*, Appendix I, esp. pp.281, 286-8, 293, 294 and 303-6.

67) Cf. Fetter, "The Politics of the Bullion Report", *Economica*, Vol.XXVI, p.107.

68) この「決議案」も最初の10~12項はハスキッソン、後はホーナー（ただし、第14項はソートン）の起草といわれる (Cf. III, p. 413, n.2)。

69) この間の経緯や全院委員会における討議等、詳しくは、田中・前掲書、153-69ページ、参照。

70) Resolutions, in Cannan, *op. cit.*, pp.5-10. 田中・上掲書、117-21ページ。

71) *Ibid.*, p.10. ただし、田中・上掲書（169ページ）は、*Parliamentary Debates*, Vol. 19, p.1169（筆者未見）に依って「決議案第1は75対151で、次の第2~第15条は採決されず、第16条は45対180でそれぞれ否決された」という。賛否の数も僅かに異なるが、「決議案」の第1~第15と第16とを分離して決議するのが提案者・ホーナーの希望だったから（田中・上掲書、158ページ、参照）、採決を二つに分けて行ったとも考えられ、本文ではひとまず、キャンナンによった。しかし第2~第7は、英国諸貨幣法の規定を再現しただけだから、不問に付されたかもしれない。

72) *Ibid.*, pp.11-9. 田中・上掲書、122-9ページ。

73) *Ibid.*, pp.19-20.

〔後記〕

(1) 本誌前号（6巻1号）註39）で「スラッフアの稀な見落しか？」と記したが、XI *General Index*, 1973, p.xxxi でリカードウの引用の誤りと指摘されている。

(2) 前稿（「評伝」の試み（2））に引続き、本稿についても岡山大学名誉教授・羽鳥卓也氏からご教示とご注意をいただいた。ご厚情に深謝する。